

目 次

○第1号（6月11日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	6
◇波多野宏美君	6
◇村上慎一君	17
◇川田敏彦君	30
◇南 千晴君	42
日程第 5 請願・陳情について	56
散 会	57

○第2号（6月18日）

議事日程 第2号	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	61
欠席議員	61
説明のため出席した者	61
事務局職員出席者	61
開 議	62
日程第 1 諸般の報告について	62
日程第 2 議会運営委員会委員の欠員の選任について	62
日程第 3 議案第48号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任につい	

		て……………	6 2
日程第 4	議案第 4 9 号	榛東村森林経営管理基金条例の制定について……………	6 3
日程第 5	議案第 5 0 号	榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	6 5
日程第 6	議案第 5 1 号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	6 8
日程第 7	議案第 5 2 号	しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	6 9
日程第 8	議案第 5 3 号	榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	7 1
日程第 9	議案第 5 4 号	榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	7 2
日程第 1 0	議案第 5 5 号	榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
日程第 1 1	議案第 5 6 号	榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	7 4
日程第 1 2	議案第 5 7 号	榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	7 5
日程第 1 3	議案第 5 8 号	令和元年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号）につ いて……………	7 6
日程第 1 4	議案第 5 9 号	令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	7 8
日程第 1 5	議案第 6 0 号	民事調停事件に係る調停案の受諾について……………	8 0
日程第 1 6	報告第 1 号	平成 3 0 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について……………	8 4
日程第 1 7	報告第 2 号	平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書 について……………	8 5
日程第 1 8	報告第 3 号	法人の経営状況について……………	8 6
日程第 1 9	発委第 1 号	早坂通議員に対する問責決議について……………	8 8
日程第 2 0	総務産業建設常任委員会に付託の請願第 1 号について……………		1 0 1
日程第 2 1	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………		1 0 3
日程第 2 2	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 0 3
日程第 2 3	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 0 3
日程第 2 4	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………		1 0 3

日程第 2 5 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 0 4
議長挨拶	1 0 5
閉 会	1 0 5

令和元年第2回

榛東村議会定例会会議録

第1号

6月11日(火)

令和元年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

令和元年6月11日（火曜日）

議事日程 第1号

令和元年6月11日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君	健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君
産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君	建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君
上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君	会 計 課 長	浅 見 英一 君
教 育 長	阿 佐 見 純 君	教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君
		教 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本定例会開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

山並みの木々が緑濃く染まり、水の張られた田んぼに若苗が整然と並び、ことしもいよいよ梅雨本番の季節を迎えようとしております。

去る5月16日、我々の同志である柁井保夫議員が急逝されました。改めまして柁井保夫議員がこれまで榛東村議会議員として村の発展、そして議会の活性化のためにご尽力賜りましたことに対し、深く敬意と感謝を表します。

さて、本定例会は、元号が平成から令和となり、初めての定例会でございます。本年5月1日の天皇即位後朝見の儀で天皇陛下は、「常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します」とお言葉を述べられました。令和という元号は、日本最古の歌集「万葉集」からとられ、安倍首相は、令和には「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められている」と話されておりました。新しい時代が希望に満ち、平和であることを心から願っております。

さて、本県の町村議会の動向に目を向けますと、本年4月に行われました統一地方選挙では、県内13町村で議会議員選挙が執行され、5町村で無投票となりました。前回の統一地方選挙は、補欠選挙も含めて県内15町村で議会議員選挙が執行され、2町村で無投票でした。このことから議員のなり手不足が深刻化していることが読み取れます。

全国町村議会議長会に設置している「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」は、平成31年3月、議員のなり手不足問題をはじめ、多様な人材が議員として活躍できるよう、新制度の提案などとともに最終報告がなされました。最終報告では、無投票議会と非無投票議会の議員報酬に平均で2万1,951円の差があることや、月額17万6,000円未満の議員報酬の団体では、2倍以上の無投票当選が発生していると分析しております。議員定数においては、全町村数927のうち、31%に当たる287町村が議員定数条例を改正し、沖縄県与那国町を除いては定数を削減しております。議員のなり手不足解消のためには、議員定数や報酬の見直しが問われておりますが、議会活動を活性化し、議員の活動量を増大させる必要もあります。多様な人材が議員として活躍できる環境を整え、住民に見える議会・魅力ある議会運営を行うため、時代とともに新しい議会のあり方を考えていかなければなりません。

さて、本定例会では4名の議員から一般質問の通告がなされております。活発な議論が行われます

ことを期待するとともに、議員各位におかれましては、慎重なご審議並びに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

梅雨の時期を迎えますが、議員各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

ただいまから令和元年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

12番岸昭勝議員、1番波多野宏美議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期については、本日から18日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から18日までの8日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案13件、報告3件を受理いたしました。

2、請願・陳情の受理につきましては、お手元に配付の請願・陳情つづりのおり、請願1件、陳情2件を受理いたしました。

3、例月現金出納検査の結果報告でございますが、代表監査委員から議長宛て報告のありました平成31年1月分から4月分の例月現金出納検査の結果の写しでございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

4番から6番につきましては、町村議会議長会の関係でございます。資料に記載のとおり会議が開催され、出席をいたしました。

7、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、3月28日に臨時会が開催され、記載のとおり出席をいたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

以上です。

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。
真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和元年第2回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶と説明を申し上げたいというように思います。

ただいまは、南議長のほうから話がありましたけれども、去る5月16日、榎井保夫議員は、文教厚生常任委員会の閉会中審査の席において発言中に突然意識を失いました。知らせを受けまして会議室に急行した村の保健師が応急処置を施し、救急隊に引き継いだところでございます。ドクターヘリで病院に搬送されましたが、残念ながら帰らぬ人となってしまったところでございます。

榎井議員は、本会議や委員会において積極的に発言される方でありました。その中で数々の政策提言もしていただきました。これからもこの議場で建設的な政策論議を行っていきかけたのでございますけれども、突然の訃報に本当に残念でなりません。榎井議員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族に対して衷心から哀悼の意を表したいというように思います。

さて、本日、議員各位の出席のもと定例村議会が開会できますことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

今定例会に上程させていただく議案等については、その概要を説明申し上げます。

議案第48号は、固定資産評価審査委員、この3名のうちの1名の委員の任期が本年6月30日で満了となるため、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第49号は、森林経営管理基金条例を新規制定しようとするものでございます。これは今年度創設されました森林環境譲与税を原資といたしまして、計画的な森林整備等を行うため基金を造成しようとするものであります。所要額は、一般会計補正予算（第1号）に計上いたしました。

議案第50号から57号までは、条例の一部改正を行うものでございます。議案第51号を除く7議案は、今年10月1日からの消費税率の改正に伴い、施設使用料等の改定を行うものでございます。議案第51

号は、福祉医療費の支給に関する条例の一部改正、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲を明確化する等の改正を行おうというものでございます。

議案第58号、令和元年の榛東村一般会計補正予算（第1号）は、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費について科目間における整備を行うほか、県補助金を受けて実施する移住・定住支援事業に係る経費等を増額補正いたします。

議案第59号、令和元年度の榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、システムの改修費を増額する等の補正を行うものでございます。

議案第60号、民事調停事件に係る調停案の受諾については、昨年5月11日に本村を相手方といたしまして申し立てられました土地賃料の減額請求事件について、本年5月30日に前橋簡易裁判所から調停案が提示されたため、これを受諾することについて議決を求めるものでございます。

以上、13議案について慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願いを申し上げたいというように思います。

報告事項3件につきましては、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書について及び平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書については、昨年度中に予算繰り越しの議決をいただいた事業について、翌年度、これは令和元年度でございますけれども、それへの繰り越した額及び財源内訳を報告いたすものでございます。また、法人の経営状況については、榛東村土地開発公社の平成30年度決算、令和元年度予算、事業計画等について報告するものでございます。

また、今回の定例議会においては、会期を6月18日までと先ほど決定いたしました。本日から8日間、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明かつ内容のある次元の高い質問の展開をお願いいたします。また、会議規則第58条の規定により、その内容は村の一般事務に関することとされております。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番、波多野宏美議員の質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 1番波多野宏美です。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、おはようございます。令和元年になりまして、まずもって、私のほうは、最初に質問に立たせていただきました。

まず、ここで私がお話ししたいのは、先ほど来から議長、そして村長のほうからお悔やみがありました。栢井議員、私もそのところの場所に居合わせたわけですが、いかんせん突発的な出来事で、我々もどうしていいかというような状況でありました。しかし、栢井議員が私としては2年間のおつき合いでしたが、非常に私も1期2年目の中で、すばらしい姿勢を見せていただき、参考になることが多く、あの物おじしない、非常に力強い言い方で、村のことを思い、いろいろな政策を村長なりに、以下、執行部の方々に質問をぶつけていた姿を、今なおそちらの席にまだ座っているような感じで私も思っております。あの功績を無駄にすることなく、私も見習い、この後の残された、まだあと2年間、全力でやっていきたいというふうに思います。本当にお悔やみ申し上げたいというふうに思います。

それでは、今回は、いろいろたくさん、私、質問の中にテーマを上げさせていただいております。大きくは7つにわたって一般的な質問をかえさせているんですが、先日、村長のほうも再選を果たし、おめでとうございます。その中で、村長が公約をたくさん私も見させていただいて、今回も村長のほうにお聞きしたいこともあります。お聞きしたいというよりも、村長がその公約を果たそうというような決意的なものもたくさんあるようです。ここでしゃべっていると、また時間がありませんけれども、大きくは、村民の方々も皆さんご存じのように、次世代への架け橋となる政治を目指すということの大きな課題で、3つの中央公民館と学校給食センターの複合施設の整備。2つ目に、子どもの医療費無料化を高校生まで拡大する。3つ目が、駒寄インターから役場までの上毛大橋延伸道路早期実現とアクセス道路を整備しますというようなことでの大きな3つの柱を公約しています。

以後、これをしゃべっていると、また時間がないので、自席に戻り一般質問にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、早速、一般質問のほうに移らせていただきます。

まず最初に、榛東村独自の「子育て・教育環境」を目指してという状況の中で、妊娠・出産・産後ケアから、ひとり親支援まで切れ目のない子育て支援についてということですが、この最初に私のほうが言いたい、言いたいというか、お話ししておきたいことは、先日来、この子育て支援については、国のほうからもいろいろな形で話が出ております。そういう中で、本日の上毛新聞にも報道で出ておりましたが、産婦の健診助成広がると、産後うつ防止26市町村導入、高崎は2回分負担と、榛東村もこれ当然入っております。発表されております。

そういう中で、私はすばらしいことだなというふうに思いますし、今後、やはり子育て支援についての支援として大事なことだなというふうに思います。この辺につきまして、村の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、榛東村の子育て支援ですか、それについてお答えいたします。

親が安心して子どもを生み、育てることができる。そして、子どもたちが健やかに育つ村にするために、榛東村も妊娠中から出産に対する支援、そして、子育てを応援するさまざまな子育て支援策を実施しております。

先ほど議員がおっしゃったように、榛東村でも本年度の新規事業として、産婦健康診査と、そして、それから妊産婦歯科検診を実施しております。妊娠中、そして出産後の母親が心身ともに健康で安定した精神状態で過ごすことができるよう支援するものでございます。

また、以前から実施している事業や、本村の先駆的な取り組みとしましては、予防接種のスケジュール管理や健診などの情報を提供している予防接種モバイルサービス、そして不妊治療、不育治療費の助成、医療費、福祉医療費ですね、医療費の助成、任意予防接種費用の助成、通常の乳幼児健診に加えて2歳児健診や、2歳半歯科相談、年中児健診の実施もしております。また、子育て支援教室にベビーマッサージやリトミックを取り入れるなど、子育て中の親子に対し手厚い母子保健事業を推進してきております。

今後は、子育て包括支援センターの設置や産後ケアなどの実施を検討し、さらに充実できるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 2つ目にご質問させていただくんですが、子どもの命を守る専門係の設置についてということでの私考えがありまして、この件について考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 専門係ということですが、専門係の設置ではないんですけども、大切な命を守るための事業である自殺予防対策と、児童虐待に対する取り組みについてお答えをさせていただきます。

自殺予防対策事業のうち子どもに対する事業としましては、教育委員会と共同で作成したリーフレットを小学6年生に配付をしております。このリーフレットには、悩みを抱えているときや、友達の悩みに気づいたときの対応の仕方や、心の健康のためのリラックスする方法を見つけること、また、相談窓口などを掲載しております。本年度は、理解をさらに深めるために、保健師が説明しながら配付することを検討しております。

また、村の人権教育推進協議会の取り組みでございますが、11月に北小学校を会場に、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の教職員や人権教育関係者等が一堂に集まり、人権に関する研修を深める人権教育の実践発表の場でございます。本年度は、この機会に、2つ目の自殺予防対策事業としまして、子どもたちや身近な人のSOSに気づき理解することや、声のかけ方、支援につなげる方法などを学ぶゲートキーパーに関する講座をこの機会に予定をしております。

次に、子どもを虐待から守るためということですが、児童虐待が疑われる事案があった場合には、村は学校や警察、児童相談所などの関係機関と連携をしまして、迅速に子どもたちの安全確認や安全確保を行うこととしております。継続の支援としまして、要保護児童対策地域協議会において状況の把握や情報の共有、支援の確認や役割分担など、関係機関と連携をしまして、子どもの安全を第一に虐待から守る対策をとっております。

家庭への支援に加えまして、特に日常的に子どもたちと接する機会が多い保育園、幼稚園、小・中学校で、子どもの見守りや支援を行っているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 私の大きっぱなお聞きの中で、非常に細かく言っていて、ありがとうございます。

時間がどんどんなくなってしまうので、次の質問にかえさせていただきます。

2つ目に、人口減少対策についてということですが、1つ目に、本村の中にも国際化に伴う外国人の人材との共生と環境整備についてということなんですが、非常に大きく含まれたような言い方ですけども、いろいろな国々の方が村内に移住しております。お聞きするところによると、150名前後おるようです。この辺につきましてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、村内のほうには、平成30年度末現在で、ベトナムやパキスタン、こちらのほうから来られた177名の外国人の方が在住されております。平成25年度末は101名でしたので、この5年で76人、率で1.7倍のほうにふえてございます。村内の企業でも、多くの外国人が技能実習などのため仕事に励んでおられます。こういった方々が村の要請などによりまして、例えばなんですが、語学堪能な方が語学教室の講師など、このようなことで協力いただけますれば、大変ありがたいと考えるところでございます。

しかしながら、外国の方々につきましては、なれない地での技能実習など、日々の生活も大変であることが想像されます。自分自身のことだけではなく、先に来日された方々につきましては、後から来られました同じ国や同じ会社の後輩のサポートなども行っていると思われれます。地域や生活のルー

ル、日本語などを学べるような取り組みを行うことで、外国の方々の生活にも余裕ができて、地域の活動に参加されるなどして、互いの文化や習慣を理解し合えるような環境が目指せ、また村の施策等にも協力いただけるものと考えます。

今後、外国人のさらなる増加、それから多様化が想像されることから、勤務先、事業所などと連携、協力いたしまして、どのような取り組みができるか、これを検討していかなければと、このように考えております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） 2 つ目に、若者が住みたい、住み続けたいと思える環境づくりについてという状況ですが、やはりこれ大事なことです。今後、やはり人口減少をとめるには、若い世代をどうこの榛東村に居続けさせるかということが私は大事なことでと思います。これについてお伺いしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 榛東村におきましては、前橋市、それから高崎市といった都市部にも近く、通勤圏内ということで、若いうちに住宅を建て、転入していただいている方も、他市町村に比べて多いのではないかと感じております。

ちょっと現実的な話になってしまうんですが、そういった若い方々には、住宅建設の負担に加えて、子育てにかかります経済的負担も大きいと思われま。この経済的負担を減らそうということで、子どもを育てるなら榛東村という村長の考えのもと、給食費の引き下げや医療費助成、それから子育て環境、教育環境の整備など、若者、子育て世代の負担軽減、子育て支援の充実に努めているところでございます。

そのほかに、榛東村で育った方々が就職のため榛東村から離れてしまうこともあります。榛東村で、村内で就業できれば一番いいので、就農支援や起業・創業支援などを行っております。

また、村内の就業だけではなく、前橋市、高崎市などへの通勤時間の短縮や、就業先確保へつながるよう、村内への企業進出、これを期待いたしまして、幹線道路の整備などに努めているところでございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） ありがとうございます。

私のほうも、いろいろな方々のご意見、また感想をお聞きしてみますと、ここのところ、前橋、または吉岡町で住んでいる人たちが、これは村長の施政にもあることですが、やはり教育するなら榛東村のほうがいいですよというふうな意見も聞いております。というか、素晴らしいことだ

と思います。これもやはり教育長の阿佐見教育長も、多大なるいろいろな貢献をさせていただいているたまものだというふうに私は思いますけれども、前橋市のほうからもすごいよねと、タブレット導入で子どもたちにやらせているんだねというようなことでお聞きしております。

それでは、次に、質問にいきたいと思います。

産業振興と雇用の拡大・民間活力について。

1つ目に、村営施設の健全経営と民営化の検討について。非常に大きなあれですが、これは期待していかなくちゃならないので、振興課長、どのようなお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 確かに期待していただきたいところでございます。

3月の定例議会で一般質問の中に、ふるさと公園や村営の施設について指定管理等という質問がございました。そのときに産業振興課としましては、周辺活性化委員会の中で、ふるさと公園はどのようにこれから位置づけていくのかということを検討しました。そのときに指定管理という話も出たんですが、じっくりとふるさと公園がどのような施設に変わったら村民の方が一番いいのかというところをじっくり検討していこうというところで、3月の委員会は終了しております。今後も引き続き、この施設の経営については、産業振興課としては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 農業・林業の振興についてはどうでしょうか。振興課長。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 農業・林業についての質問でございますが、農業・林業、どちらも取り巻く環境は、担い手不足、また後継者不足など、全国的に難しい課題が残っております。村も同様でございます。

しかし、現在、榛東村では、農業の担い手である認定農業者の数が37名、これは平成30年度中に更新時期を迎えた方が3名ございました。うち更新した方が2名、1名の方は、残念ながら、高齢のため更新を行わなかったのが現状でございます。

そのような中で、平成21年以降、10年連続で1名から2名の方が新規で認定農業者となってくださり、また総数は、ほぼ横ばいの現状を維持しております。

また、耕作放棄地については、平成26年度、114筆、約10.8ヘクタール耕作放棄地がございました。それから徐々に増加し、しかし、29年度、農業委員会や農業法人等の協力により、一旦減少しました。30年度は、残念ながら181筆、約17.7ヘクタールの増加傾向にございます。

今後といたしましては、農業委員会の皆様にご協力いただき、毎年実施している農地パトロールを引き続き実施していただき、農地利用の確認、耕作放棄地の実態把握に取り組み、耕作放棄地の発生防止、解消に向け、また農地中間管理事業のさらなる周知を行いながら、実施、解消していきたいと思っております。

また、今後も、地域内の後継者は誰がいるか、また、農地の利用状況はどうか等、農業委員の皆さんを中心に地域で十分な話し合いを行い、関係者が一体となって、人・農地プランの充実化に向けて随時更新し、担い手への農地の集積等を行ってまいりたいと思っております。それが担い手の確保、耕作放棄地の解消へと必ずつながると考えております。

また、林業でございますが、林業の現状も農業同様厳しい状況でございます。村の森林所有は、小規模分散的な長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、所有者の森林への関心が薄れ、また植林などの森林管理が適切に行われていないというのが現状でございます。

今後は、村長の説明の中にもありましたが、森林環境譲与税及び環境税に関する法律の公布に伴いまして、本定例会において榛東村森林経営管理基金条例の制定を議員の皆様にお認めいただき、林業振興、森林整備を実施するため、基金に積み立て、まず財源を確保したいと思っております。

また、同時に、県や森林組合と連携を図りながら適切な経営管理を行い、森林の経営を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化していきたいと思っております。この基金で、今後、土地の所有者を明確にするために地番図を洗い出すために地籍調査を実施したり、また利用者の意向調査を行い、経営管理の方向を検討していこうと思っております。

最後ですが、吉岡町と連携を図りながら、林業振興を推進していく予定でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 大変細かいところまで言っていただいて、ありがとうございます。

村民は、やはりそういった細部にわたってまでの内容をお聞きしたいのが当たり前なので、やはりそういうのはお聞きしていかないと、抜本的に大きなふうに言われても理解しがたいところがたくさんありますので、今後とも引き続き振興課長にはよろしく願いいたします。

次にいきます。

4つ目の安全・安心の暮らしづくりについて。

1つ目が、災害から命を守る、地域の学校・家族の備えの充実についてということであります。このところをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 災害時におきましては、村をはじめ防災関係機関が総力を上げて対策を

講じるということは基本となります。

しかし、平成が災害の時代というようなことも言われておりますけれども、平成に起きましたさまざまな各種の災害におきまして、行政の対応には一定の限界があるということが明確になったということもございます。

そこで、昨今、自助・互助・公助ということが言われるようになっております。被害を軽減するためには、村民一人一人が防災知識、技能を身につけて、家庭・地域・職場等で備えること、あるいは地域の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自営防災組織を形成することが肝要でございます。

本村におきましては、みずからの安全はみずからの手で守るという意識から、既に21の行政区全てで自主防災組織が設置されてございます。また、各区のコミセンには防災倉庫が備えられておりまして、防災資機材、発電機、投光機、テント等が備蓄をされております。当然村では、食料及び防災資機材を備蓄してございます。

地域の連携をこれまで以上に深めていただくとともに、まずは自助であるということも含めまして、各家庭において食料品等備蓄していただけるよう啓発活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 救急医療体制の広域連携を進めるに当たってはどうかでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 救急に関しましては、既に渋川広域組合、広域で連携いたしました形での現状といたしまして、なっております。また、医療という部分につきましても、当然救急指定されている医療機関等々と消防本部は連絡調整を行っておりますので、現状でこれ以上の広域連携が必要かという、現状は足りているというようなことであろうかと思えます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ここで、突拍子もないんですが、村長にちょっと私自身が今気がかりで、思うことがありまして、先日来からきょうの新聞も報道が出ておりますが、青森県の三沢基地でF-35A戦闘機が墜落しております。夜の7時26分に基地から指示を受けて、上空9,600メートルから降下して、20秒にわたり時速900キロ、4,700メートルまで高度を下げ、これも指示です。そしてまた、さらに指示が出て、15秒後に時速1,100キロの猛スピードで間もなく墜落したと、こういう報道があったんですが、最近、村長さん、申しわけないんですが、夜の8時過ぎに、よく私も12区のあたりでいますと、物すごい音がよく聞こえるんですよ。これは村長さんは承知しておるんでしょうか、ちょ

っとお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時44分休憩

午前9時44分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては本当にF-35ですか、墜落、詳しくはよくわからないんですけども、どうも機体の不具合じゃないというような報道はされていることは読まさせていただきました。これは急激なもので、人の扱ひというようなこと。そういう中において、波多野議員は、やはり夜とか、そういうところに、群馬県に大分最近来ているんじゃないかというような心配。私自身も、特に夜のうるささ、これについては本当に困ったものだなと。これについても常に県のほうを通じて、県のほうは、また国のほうへ時間帯のどこがどういうふう飛んだか。その説明と、さらにそのようなことがないようにというような抗議は、必ず県のほうから国に対してやっているところは、私自身も承知しております。

しかし、何回やってもそれは直らないというのが現状で、本当に残念でございますけれども、これからも口酸っぱく私のほうもそういう申し上げはしていきたいというように考えております。私自身も、私は戦争を知らないんですけども、あの音を聞くと、本当に怖くなるような状況でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） すみません、突拍子もなく、ちょっと気になることだったので、村長にお聞きしてしまいました。

やはり我が榛東村にも、ヘリコプター隊がいろいろ夜間飛行練習なんだということでよくお聞きしております。そういう中であいつた爆音めいた非常にこういう戦闘機、これがもし榛東村に落ちたらどうするんだろうというふうに思いたくなっちゃいました。そんなことは絶対ないと思いますが、ちょっとお聞きしてしまいました。

それでは、次にいきます。

5の生きがいと健康の村づくりについて。

スポーツ施設・総合グラウンドの整備についてということでお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 総合グラウンド等の整備についてでございますけれども、平

成28年度、29年度の2カ年度にかけまして、榛東総合グラウンドの改修工事を実施したところでございます。この改修工事につきましては、老朽化対策、あとは防災機能の強化の両目的を持って行った工事でございます。具体的には、榛東総合グラウンドのシェルターの設置、多目的運動場のグラウンドの土の入れかえ、テニスコートの一部人工芝の張りかえ、あとはサッカー場の人工芝全面張りかえ等の内容でございます。

昨年度、個別の施設計画を策定しましたので、この計画にのっとりまして、社会体育施設の今後の計画的な更新、改修、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） このスポーツ施設・総合グラウンドだけじゃなくて、健康ブームですので、やはり今、群馬県においても、高齢化社会にとって何がというのは、体を動かすことということで、いろいろなスポーツ施設、榛東村の状況を私も見させていただいて、かなり私は他市町村よりはいろいろな形で整備されてきているなというふうには当然思っているわけですけども、今後もやはり教育委員会には、その辺の人材的なものを取り入れて、いろいろな形で村民に健康運動を広げられるような事業をお願いしたいなというふうに思うところであります。

引き続き教育委員会さんには、そんなことで、またいろいろな形で質問させていただくと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、6の未来志向の広域行政の推進について。

ここでは、次世代の広域行政のあり方を、近隣自治体とともに考え、県・国へ提案していくことについてと。ちょっと県・国へ提案するなんていう非常に飛躍したような言い方ですが、まずはこの辺の榛東村で独自のものが何ができるかなという検討案みたいな感じで何かお考えがあればお聞かせいただければというふうに思ひます。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 広域行政、広域での連携ということでございますが、現在も渋川地区広域市町村圏振興整備組合といたしまして、消防や火葬場、それからごみ処理施設などの運営を行っております。

後期高齢者医療では、県内全市町村で広域連合を組織いたしまして、また特に観光振興などにおきましては、今までも近隣自治体と連携しながらPRを行っております。特に来年は、群馬DC、これが予定されております。当然、渋川市や吉岡町、近隣と連携しながら、この地域のPR等も考えているところでございます。

広域的な道路整備、これらにつきましても、関係市町村で協議会、これらなどをつくりまして対応

しております。

そのほかにも、機関等の共同設置や事務の委託など、必要とされます事務事業、施策、これらに対しまして適切と思われる制度、連携方法、これによりまして対応しているところがございます。その中で必要がございますれば、他市町村とも検討、協議の上、国・県や多方面にいろいろ提案、それからお願い等をしていくこともあろうかと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） この未来志向の広域行政の推進ということは、今後の榛東村をどういうふうに発展させていくのかということにつながるんだというふうに私は思います。ですから、企画課長については、確かに他市町村、または全国見て、私はこんな言い方は申しわけないんですが、北海道生まれの北海道育ちなもので、自然環境との闘いで生まれ育ってまいりました。群馬県は、私は見えて、私ももう三十数年おるわけですから、それはもう十分榛東村のよさというのはわかってきておりますが、やはり北海道というのは雪もあり、本当に寒暖の差が激しく、氷点下20度以上になるのがざらでして、あの中で生活をしていくというのは非常に大変な地域でありまして、仕事もままならないというような状況であります。その中でこの榛東村、いろいろな農作物やら、そういったものやればすばらしいものができる地域だなというふうに思います。この辺もちょっと今、企画課長に質問していたわけですが、産業振興にもつながるように、いろいろな農作物のつくり方でアピールしていけば、他県に負けられないようないろいろな売り上げとか、そういったものが出ていくんじゃないかなと、米だっていいものができるんじゃないかなというふうに私は考えている一人です。そんなことで、企画課長については、今後もこの榛東村のすばらしいところをどんどん独自で考えていただきたいなというふうに思います。

そして、最後になるわけですが、今回、先ほど冒頭に、村長のほうの再選についておめでとうございますというようなお話をさせていただきました。そして、この村長が再選に至るいろいろな政策を見させてもらって、大体様子がわかっているつもりなんです、やはりその中でこのこの課長さんを中心に榛東村をどう動かしていくのか、意識改革していくのかというようなことが私はやはりお聞きしたいなということなので、ぜひ副村長さん、この辺もちょっとお聞きしたいなと。そして、村長さんが何かあればまたお聞きしたいなというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 職員の意識改革ということでお答えさせていただきます。

村の仕事というのは、村民の信頼をなくしては、協力のもと成り立っております。村民皆様の信頼なくしては、一步も進まないと考えております。それでは、信頼をどうしてかち得るかといいますと、

それは真面目に、真剣に、一生懸命日々の仕事に取り組むという以外にはないと思っております。

また、役場の組織には9の課と2つの局がありますが、どの課、どの局でも優劣はなく、どの部署も村民生活に直結するという大切な役割を担っております。そのようなことで役場の職員である限り、どの課、どの課と、希望はあるんでしょうけれども、適材適所というところで配置をしておるということでございます。それを役場の職員として選んだわけでございますので、その今の仕事をやり通してもらい以外にはないと思います。そして、公務員としての矜持を持ち、プライドを持って与えられた仕事を全力で取り組んでいただきたいということで、職員には常々言っておるつもりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 突拍子もなく副村長を指名させていただきました。申しわけございません。

それでは、私の質問は以上なんですが、最後にちょっとお話しさせていただきたいのは、村長も十分ご存じかと思うんですが、今、高齢者の免許制度の創設、この辺について政府はきょう発表されております。年度内に方向性、対策は、自動ブレーキなどの安全機能がついた自動車のみを運転できるようにする制度を指定すると。

警察庁によると、75歳以上のドライバーが過失の最も重い第1当事者となって、死亡事故は2018年には460件、発生報告書の提出で、運転できる地域や時間帯、こういったものの対策を講じていくと。限定条件付きの免許の導入をするという発表がありました。その辺も踏まえて、先日も東京都内で大変な痛ましい事故が発生しております。いついかなる場合も、榛東村にもそういった事故が起きる可能性はなきにしもあらずです。そんなことで一応、榛東村として、その辺も、発表、政府しておりますので、今後、検討がされるとは思いますが、その辺も含めまして、またよろしくお願ひしたいかなというふうに思います。

これで私の一般質問を終了したいと思っております。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時25分といたします。

午前9時59分休憩

午前10時25分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。4番村上です。

先ほどから議長、村長も、波多野議員からも、榎井議員が16日ですか、会議中に倒れて亡くなるということがありまして、文教厚生常任委員会の視察の後の会議の途中で急に倒れてしまったんですけども、私は二十数年前、この村で消防団長として、村民の生命、財産を守るという任につきましたけれども、実際に目の前で議員が倒れて、冷静な判断で対処できたのかどうかということは、すごい反省をしながら、気道確保したりとか、脈を診たりなんですけれども、2度ほど呼吸も心肺もとまってしまう、どうしていいのかわからない状態でいて、何とも言葉のかけようがないところなんですけれども、いつ何どき何があるかわからないような今現在ですから、ぜひ皆さん、健康等々にも十分留意されて、日々を過ごされればと思います。

3月定例会終わってから年号もかわりまして、平成の時代を振り返ってみますと、非常に災害や天候不良が多くて、上皇陛下、上皇后陛下は、その都度、被災地に足を運んでくれまして、膝を折って被災地の避難された方々に温かく声をかけてくれて、それを今の天皇、皇后も見習いまして、同じように国民を最優先、この間の挨拶の中でも、上皇陛下、上皇后陛下は、国民という表現をされましたけれども、今の天皇は、国民の皆様という敬語を使って挨拶をされました。あくまで国民が一番上という表現をしてくれて、温かく見守ってくれる新しい時代が来るんだと喜んでいるところですけども、今回は令和元年を迎えて初めての議会ですけども、私は5点、一般質問をさせていただきたいと思っております。

いろいろ改革をされて、榛東村がいい方向に進めるように積極的に意見を述べていただければと思いますので、自席へ戻って質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） まず、1問目ですが、先月の5日、滋賀県の大津市で発生した保育園児ら16名の死傷者を出してしまった痛ましい事故から1カ月が過ぎ去りましたけれども、事故でけがを負った児童のほとんどが園児ですか、今現在も事故当時の記憶が鮮明に残り、通常の生活に戻るには、本当に長い年月がかかるとの父兄の意見が新聞等々で出されていました。

上毛新聞を見かけたら、渋川市が22日、県渋川土木事務所や渋川署、渋川地区交通安全協会とともに、市第一保育所付近の道路を緊急点検し、5月28日までには、私立も含め保育所や幼稚園など未就学児が通う市内全施設を実施するという報道がなされていました。あつてはならないことなんですけれども、本村では、こういった事態を受けて点検等されたのでしょうか、お伺ひします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 大津市の大変痛ましい交通事故が発生したのが5月8日であると思いますが、本村では、その3日後である5月11日の土曜日に、PTAにご協力賜りまして、通学路点検を実施したところでございます。これは小学生と、その保護者がごみ拾いをしながら通学路

点検を行ってという取り組みでございまして、村のクリーン作戦と同じ日に、クリーン作戦の、真塩村長の挨拶の中にも、きょうは小学生もごみ拾いをしながら通学路点検をしてくれてという内容があったかと思えますけれども、クリーン作戦の一環として行っている取り組みでございまして。

この通学路点検は、大津市の交通事故を受けて実施したというものではなく、以前から毎年実施しているものでございまして。この取り組みの目的は、ごみを拾って通学路をきれいにするだけではなく、年度の改まった早い時期に、児童と保護者、また学校が道路状況や交通量、危険箇所を互いに確認し合うことによります。それによって、子ども目線では気づかない危険に保護者が気づいて学校に報告をしたり、子どもに注意喚起をしたりして、早目の対応策を講じることができるというメリットがございまして。この取り組み以外でも、保護者の方には、随時、通学路の様子で気になることを学校に報告していただくようにしております。報告された危険箇所については、担当課や関係機関、警察などに伝えて、対応策を講じたり、地域にお願いして通学路変更等を実施しているところでございまして。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 丁寧にありがとうございます。

私が教育委員会所管の質問をすると、大体それの一步先ぐらゐの返答をいつもいただいて、いつも感心しているところなんですけれども、私の18区も、通学路のところ、ある父兄から意見がありまして、でんべえ堤というのがあるんですけれども、その先で側溝が全部かき菜というやつで隠れていまして、結構通行量が多くて危険だという話をいただいて、私も早速見に行って、写真も撮って、溝ぶたでもかけられればいいのかと思って、23日の朝にちょうど建設課長と会いまして、実はこんなことがあって、溝ぶたかけたんですけどという話をしたら、課長がすぐ一緒に現地を見に行きましようかと言っていただきました。私は、民間の土地なものですから、たまたま地主さんを知っていたので、地主さんのところへ行って、実は通学路で危ないので、これ何とか刈り取ってくれないですかと言ったら、何と次の日にはきれいに刈ってもらってまして、対応が早くて非常によかったと。それを27日にまた建設課長のところへ報告に行ったら、その農地のところは石垣で溝ぶたもかけられないし、反対側も段差があって無理ですよという話で、それで局長のところへお邪魔して、通学路の変更等もしてよろしいですかということで、たまたま区長さんとも会う時期がありましたので、できれば、もうちょっと上のほうから安全な通路を渡って学校へ通えるようにという話をしたところなんです。

いろいろなことが、みんなどこかに勝手に押しつけるのではなくて、やはり共助、自助、皆さんがおのこの自分の周りのことを気にかけていけば、対応も早く安全な方向にいけるんだと思います。本当にいつも教育委員会さんには感謝しているところであります。ありがとうございます。

2問目ですが、廃棄物の発生量の問題なんですけれども、皆さんご存じのように、海洋プラスチックの問題ですとか、いろいろ食品廃棄物の問題が最近、新聞紙上等をにぎわしていますけれども、日

本では年間約1,700万トンの食料廃棄物が排出されていまして、このうち本来食べられるのに廃棄されてしまうもの、いわゆる食品ロスですよね、これが何と年間500から800万トンもあると推定されています。この日本の食品ロス量は、世界全体の食料援助量の約2倍、日本の米の生産量にも匹敵して、日本がODA援助しているナミビアとカリベリア、コンゴ民主共和国、3カ国分の食料の国内仕向量に相当するほどの量です。

政府は5月31日、先月末ですね、食品ロスの削減の推進に関する法律を法律第19号として公布しました。国・地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定して、及び実施する責務を負います。海洋プラスチック問題協議会では、マイクロプラスチックの食物連鎖被害の報告もされ、世界全体で国際的な重要課題として急速に関心が高まっています。私たちが家庭から発生させる一般廃棄物は、おのおのが排出削減の努力を工夫して生活しなくてはなりません、村としては、廃棄物発生量の削減目標や何か取り組みをしているのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村上議員からの村独自の産業廃棄物発生量削減目標や取り組みがあるかという質問についてお答えをさせていただきます。

村では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから榛東村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づきまして、毎年、榛東村一般廃棄物処理事業計画書を作成し、年度の初めに告示をしています。その計画書の中で、ごみの排出抑制や資源化の方法、それからごみの減量化の目標などを記載してございます。

具体的な内容につきましては、排出抑制の具体的な取り組みにつきましては、生ごみ処理機購入費用への助成、それから資源ごみ回収事業への補助、資源ごみストックハウスの設置事業等の実施でございます。資源化の方法につきましては、分別収集による資源化や中間施設での資源化を実施しております。

そのほか村独自の取り組みとしましては、先ほど小池局長からも説明がありましたが、村のクリーン作戦、それから11月にはエコフェスタを開催して啓蒙活動をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

私が幾つか調べた自治体の取り組みなんですけれども、幾つもの自治体が住民と向かい合った行政の真剣で誠意ある取り組みが幾つかありました。

1つは、奈良県の生駒市では、生駒市ごみ減量市民会議を立ち上げて、自治会の懇談会や市のイベント等で啓発活動を実施するとともに、若い人の興味が少ないということで、若い世代の懇談会も計

画するということがありました。

また、愛知県の東浦町では、5月14日に町長の神谷明彦さんという方がフェイスブック上で、コミュニティ総会に出席して話したことの概要が詳細に表現されていたんですけども、その中の1つに、ごみ処理の有料化に伴う町指定のごみ袋が変更されることの説明や、変更後のごみステーションの状況を町長みずから朝出す時間に見て回ったなんていうことが書かれていました。私は、そのフェイスブックを見て、自治体のごみ処理費用とその収支での効果を質問したところ、何とそのうちに町長から返答が来まして、その中には詳細の金額に対する表等が見られ、URLも張りつけられていて、余りの迅速かつ、一度もお会いしたことのない愛知県の町長さんが私に返信をくれて、実はけさ、またさらに質問したことの返信が、8時20分ぐらいですか、またありまして、一般の単純に全然町外の人間が質問したことに対しても、事細かく説明してくれている姿がありました。

そんなことを見ると、できれば数値目標、今、課長が言われたことは、目標を立てて、それを公表しているのではなくて、実際には、いついつまでに、ほかの自治体みたいに20%の削減を目標とか、生ごみに関しては、今年度予算でいくと、処理機10台分3万円の予算計上してありましたけれども、前にも述べたように、うちでは生ごみ処理機を使ってからは、一切生ごみは、村のごみ施設には持ち込むことはありません。うちの横の小さな6畳ぐらいの場所にコンポストを置かせてもらって、そこで処理をします。そんな取り組みをぜひ積極的に打ち出して、ごみの減量化を進めていければと思います。

それと、次に、ごみ袋の問題は、いつも何回か質問させてもらっているんですけども、どうもそのごみ袋の有料化の方向性が見えないんですよ。村の場合は、何年か前から調べてみたんですけども、ごみの販売手数料をいただくのと製造委託費の差額が1,200万円、1,000万円、1,100万円とか、年によって違うんですけども、常に製造委託料が四十数万円高いんですよ。となると、榛東村の村民の方は、村で1,000万円近くのいつも予算でごみ袋の製造会社にごみ袋をつくってもらって、販売店が手数料をもらっているだけで、村民は何のためにごみ袋を指定されたものを使っているのか、ちょっと方向性が見えないので、私が思うには、指定ごみ袋はもう取りやめたほうがいいと思います。村長、どんなお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村上議員からのごみ袋有料化の問題についてお答えをしたいと思います。

まず、私も少しごみ袋有料化についてちょっと歴史を調べてみたんですが、なかなかこれというものがなかったんですが、過去の広報の資料、それから議会の資料を見ますと、昭和52年にごみステーションを設置して、ごみ袋の有料化については昭和62年から開始をされているようです。その目的というのが、やはりずっと村は引き継いできているわけなんですけど、村としましては、この指定ごみ袋

を購入していただいて搬出をしていただくことで、ごみの減量化はもとより、ごみの搬出に係るルールの遵守に効果があると考えております。このため引き続き実施をしてみたいということでございます。

また、効果について実証できるものではありませんけれども、群馬県作成のデータによりますと、榛東村の1人1日当たりのごみの排出量は、平成29年度では841グラム、平成28年度は865グラムでありました。25グラムの減量になっています。前回、ごみ袋の価格を平成28年10月に改定しているんですが、改定があった後に減量になっているという現状もございますので、一つの参考にしていただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど紹介した愛知県の東浦町なんですけれども、ごみ処理の有料化の説明会、これ31ページも資料をつくって住民に徹底しています。それと、全部コミュニティセンターへ出向いて、その説明会をしながら、コメントも11ページ、こんなに多くもらっているんですね。

先ほど生ごみ処理機が10基ですけれども、確かにごみ袋を有料化にすれば、意識は高まるのかもしれませんが、村の統計でいくと、生ごみ処理というか、全体の可燃ごみの中の生ごみの比率が30%だったり、35%だったり、一定しないで計算していますけれども、通常は一般家庭から出る廃棄物の40%ぐらいが水分を含んだ、重量を含んだ生ごみということになります。当然、生ごみが重量を背負っていることがコンポスト等で処理できれば、それが広域の処分場へ行くことがなく、カロリーも低いんですから、燃料等を燃やして処理するというコストもいっばいかかるんですけれども、それをなくせばランニングコストも抑えられるし、焼却炉の耐久性も延びると。そういうことを考えれば、一応、村とすれば計画を立てて、何かで報告はしているんでしょうけれども、もしごみの減量化を真剣に考えるときには、期限を決めてパーセンテージをうたって、タウンミーティングでも何でも住民に事細かく説明して理解を得て進まない、表現おかしいですけども、お役所仕事で終わってしまうかなと思います。

ぜひ先進地、いろいろなところ、インターネット等で調べれば、簡単にいろいろないい例が出てきますので、ぜひいろいろなところを調べていただいて、的確な方法で処理をしていただければと思います。

続きまして、3問目なんですけれども、役場職員の意識改革についてという項目なんですけれども、村長の1月4日の挨拶の中でそのような意見がありまして、前回、3月の定例会で村長のお答えの中、私に背を向けてもいいから、住民に顔を向けてください。住民の意見、要望等をよく聞いて、いろいろな行政に反映してくださいということを私は常々申し上げているところだと答えていただきました。住民目線で業務に当たるよう村長の姿勢をしっかりと述べられて、また5月20日の村長選再選後

の登庁式の挨拶でも、村長は自分が掲げた公約に触れて、これから村民の意見を聞きながら村政を進めたいと力強く決意を新たに言われたことは、新聞報道でも拝見しました。

これらのことは、村長みずからも、主権者である住民との意見交換や、さまざまな施策に対する説明会等による住民目線での行政の執行を行うということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま村上議員のほうからも、3月議会とかいろいろありました。そういう中で、私自身は、毎年毎年1月4日の仕事始めのときには、それまでいろいろ考えたことをことしの目標としてこういうことをやりましょう、重点的にやりましょうということで、ずっとやらさせてもらっております。そういう中において、皆さんご存じのとおり、第1回目、もう16年前になりますか、そのときも、榛東村は本当に一人一人が挨拶しましょうよということで、本当にそういうことから始めさせてもらい、今現在もいろいろなことをやらせてもらっているんですけども、ご存じのとおり、今、子どもたち、また大人も含めて、榛東村の人たちが、村外の人たちに対しても挨拶ができる、本当にそういうことを私も誇りに思っております。そういうことから、私も今回だけじゃなく、ずっと行政のほうに、私に背を向けてもいいから、住民に目を向けてください。そして、意見を聞いたり、いろいろなもので私がいろいろなことを話をしたり、行動をとったりするときに、どうしてもおかしい、やはり住民の声を聞いた、その上で、こういうことがよかった。それを私は常々、私に背を向けてもいいからやってくださいということで、口癖のようにこれは私はずっと続けている言葉でございます。これがやはり住民目線で、それをまたその中で庁議等でいろいろ話し合っただけで決めていくことだというように考えております。

そのほか、私、これから質問が出てくるかもわかりませんが、初心、原点に帰りましょうということも、ことしやらせてもらいました。ここら辺についても、令和の時代に、ことしの1月のときには、まだ令和とは決まっておられませんけれども、しかし、改元されるということは決まっておりますので、それをまた一つの糧にして、これらを初心に戻りましょうよ、これも村民に目を向けてということと私は同じというように考えております。

今後についても、いろいろなことを考えたことを村民にもわかりやすく、そして何といたっても、職員一人一人がそれに従ってやっていくことが、私は正しいということで常々言っている言葉でございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 3月定例会でもそういったご意見をいただきまして、まだ3月で、今6月ですから、あれから2カ月ちょっとしかたっていないんですけども、私が3月定例会以降に、俗に言う住民目線で感じた行政活動だとか対応について見たことを紹介したいと思っておりますけれども、先ほど

の近い例でいきますと、建設課長には、以前、ちょっと対応が悪いという村民からの意見がありましたよということに関してですけれども、先ほど言ったように23日、裏の通用門で行き会って、立ち話の中でお話をしたら、現地を見に行きましょうと積極的に言ってもらって、表現変ですけれども、少し感動しました。

27日に先ほどの現場の写真を持って、こういう状態なんですよと言ったら、何と課長のところでは同じ写真を持っていました。もう私が行かなくても直接現地を確認されて、事細かくこの道路はこういう状況だから、こういう対応がいいですねという説明をしていただきました。村民になりかわって、すごくうれしい気持ちでいっぱいでしたが、5月、ゴールデンウィーク中に、恒例になっているふるさと公園の春まつりというのがあります、私は商工会の役員としてボランティアで参加をして、4日に私は行ったんですけれども、ヨーヨーの準備だとか、午前と午後、いも鉄砲という、飯塚屋さんからモチ米を持ってきて、それをついて無理配布なんていうことをするのが大体のパターンなんですけれども、そこで何か少し物足りないなという気がしまして、産振課の課長に何か音楽は流せないんですかとお聞きしました。そうしたら、課長言うには、スピーカーが壊れていて、音は出せませんと。商工会さんはないんですかと逆に質問されました。

それと、ずっとイベントで張りついているわけではないので、以前、バーベキューをやっていた施設のところへ行くと、あるご婦人が、すみません、ミニSLの券はどこで買うんですかと。入り口に案内の看板がありますから、回って行ったら、何と鍵がしまっていて買えないんですね。多分、並んでいけば買えると思ったので、すみません、並んでくださいという説明をしながら、それまた産振課へ行って、券買えないんだよと質問させてもらいました。そうしたら、きょうはあそこは鍵がしまっているから、並べば買えるんですよと。それは私に説明じゃなくて、村外からも来てくれるお客さんに対して意思表示しなくちゃいけないので、看板を覆うなり、訂正文を書いてくれるように依頼はしました。

そんなことをやっている間に、ある女の子がチケットを持って、これを買いたいんですけど、どこで買えるんですかというのを見たら、ぐんまちゃん焼とか焼きそば、フランクフルトとか無料交換券を持っているんですね。じゃ、女性部がやっている売店でそういうものがありますので、まずはここでもらえばいいんだと思って女性部へ出したら、知りませんと、そういう返答なんですね。また、課長のところへ行って、すみません、この券知らないって言っているんだけどと言ったら、課長は、いや、これはもうお金払ってあるんだからもらえるんだよと。当たったんでよかったねと女の子をそこへ連れ行ってくれました。だから、もらったんだと思うんですけれども、何となく商工会に確認してもわからなくて、課長は、もうお金払っているんだからもらえるんだというのと、どうも連携が悪いので、後で商工会で確認したところ、そういった券があることを知りませんでした。会議のときにもそういう説明は受けていないと。逆に、商工会から、女性部が販売したあの金額はどこからもらえばいいんでしょうかと言われたので、後で課長に行き会ったときに確認をしますと言うだけでおさま

っているんですけども、あの無料券のお金というのは、課長、払われたんですか。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今の村上議員のお話、私もふるさと公園のお祭りに参加させていただき、大変好評の中、無事に終わったわけでございます。村上議員が事細かなところまでご配慮いただき、村民目線でいろいろとお子さんを連れてきてくれたり、また列車に並ばせてくれたり、いも鉄砲で活躍している姿を見て、本当に感謝しております。

先ほどの商工会に対してですが、私、担当と、そのとき村上議員に言われたときに確認したときには、予算も村で確保し、それは商工会のほうにきちんと説明してあるということでございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） そこは、まだ細かいところというのは、私、いっぱい気づくところがあるんですけども、通告制ということなので、それはよして、これは生前、栢井議員も聞かなくちゃということで、私、いろいろ話をしたことなんですけれども、4番の補助金返還に対する説明はいつ行うのかということなんですけれども、多分、議員、議長も含めてだと思えますけれども、いろいろな方に地球屋さんから文書が届いているかと思うんですけども、昨年、臨時会を開いて補正予算を組んで、333万円の返還を全員一致で可決されて、早く地球さんにそのお金を返していただかなければ、村としても損失なので、その説明に対して、あの文書等々を見ると、村からはその細かな説明がされていないと。領収書がなくなったとか、その領収書の返却がされていないとか、一方的に聞いていると、両者の意見に隔たりがあり過ぎて、これは村長、損失ですから、早急に当事者同士でお互いに意見を交換されて、処理されたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 村上議員おっしゃるとおり、先ほど私のところにも地球屋の方から、村議の皆様、役場職員の皆様そして榛東村の皆さんというような文書を私見させてもらいました。いろいろな中で、私も今これをやりながら見させてもらっているんですけども、内容的には、今までこれは3月議会で皆さんのところにお諮りした返還の決議については、これはそのとおりのことで、はっきりと名前を申し上げれば、鈴木さんのほうでも、会計検査院とか、そういうところで立ち会っておりますので、その内容については承知していると私は感じております。

その上でそれらについて正しく会計検査院について、これは皆さんご存じのとおり、会計検査院については、内閣総理大臣だっているいろいろな話ができないんですよ。それを村のほうでできようはずがない。独立独歩していて、それを検査しているわけですから、それらについて、その内容の説明とか、あるいはその文書が計算も合わないとか、そういうものについては、地球屋さんもそれを承知で検査を受けているところでございます。

我々は、いろいろな内容について、これらを精査しながら、返還はするものはして、その上で私自身も返還を今度は求めなければいけない。これは法律の中で決まっておりますので、そのような措置をこれからも十分やっていきたい。今後も納付されないような状況が続けば、私はその次の処分も考えなきゃならないということで私自身は考えております。必要な措置をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） この間説明がありました霞山カントリーとの調停も同じなんですけれども、両者が意見を出し合って、正しい方向性を見つけて、穏便に済ませるのが私はいいいのかなと思います。

この文書を今、村長見られたということなんですけれども、この事業は村と協力してやってきた事業です。なぜ会計検査院が調査に入ったときに、事業主体の私は会計検査院に説明さえさせてもらうことができなかったのか明確な説明もくださいと。

あと、この調停というかお話し合いのときには、村長の姿は見えなかったということも言われています。これは、だから、当然どっちが言っている言わないでなくて、正確に事実確認をされて、先ほども申しましたように、小さな村ですから、333万円を補正で組んで支出していますので、これは今、村長言われたように、返してもらいべきお金は返していただく。それも、普通でしたら、短時間に処理をしないと、長引けば長引くほど、お互いにいいことがないなど。

ご存じのように、榛東村は何もない村で、ふれあい住民とか見ると、地球屋さんとか、卯三郎けしさんが1位、2位を争って、村外から人を集めてくれる観光資源の一つだと私は思っていますので、ぜひ寄り添って、良好な方向に進めてください。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私自身が会計検査院のものに立ち会っていなかったということは実際でございます。これはいろいろな検査においても、会計検査院じゃなくても、職員が当たることで我々のほうはやっております。

しかし、今回の場合の会計検査院の指摘について、これも逐一、私自身も聞いております。会計検査院が指摘したこと、書類もなければ何もない、私もそれはまさかと思いましたが、実際ありませんでした。そのようなこと。そして、内容について、飲食を伴うようなことも、これも経費で落としている。これは誰が考えても、これはだめだ。それは、地球屋さんは村と国と相談しながらやったと言っても、これを飲食を伴うものを国、あるいは村が認めるはずはないでしょう。誰が考えても、そういうものを、これはだめですよ、返還してくださいよというのは、私は当たり前だと。これをまた会計検査院のほうへ行ったりなんかして、我々は、これはこういうことだから勘弁してください、こんなことをやる必要はない。返すものは返して、それは、その上で私は請求しなきゃなりませんので、請求をしたまでのことでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、村長が申したことに補足いたします。

当時、29年2月7日に第1回目の会計検査が実施されました。そのとき、当時の担当者が当たって、実地検査を受けた所存でございます。手紙の内容等々ありますが、何も知らない役場の職員が当時の実地検査を受けたのではなく、実際に事業を行った、今はいない職員が会計検査調査官と向き合って説明した結果、今回、補助金返還になったものでございます。それと同時に、まれではございますが、その会検場所には地球屋さんも同席していただき、いろいろな調査官とお話をした結果、返還を行ったものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ここで私に説明を求めているんじゃなくて、私が言いたいのは、こういう行動があったので、先ほど村長言われるように、榛東村で業をされているわけですから、仲良くプラス方向で考えるには、先ほど村長が職員の方に言ったことと同じで、村民目線で、こうこうなんだから、お互い意見を聞きながら、私が早く解決をいい方向でしていただきたいというのが本心でお聞きしました。

村長の今の意見がありますので、この問題に関しては、多分早急にまた相談なり、次の手段なりとかということで解決をしていただければと思います。

最後にですけれども、国がまち・ひと・しごと創生法に基づき、平成72年までの将来人口計測を示して、今後目指すべき方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、平成31年までの当面5年間の具体的な施策をまとめた総合戦略を策定しました。本村でもこれを受けて、平成72年度を目標とする榛東村人口ビジョンを策定して、将来人口の目標を掲げるとともに、それを達成するため、当面5年間の具体的な施策を定めた本戦略があります。ことしでその5年間の最終年を迎えるものですから、国も気にしているようですけれども、榛東村では、この戦略に対しての目標値、あとはそれを達成するためにPDCAを酷使して達成に近づくということを書いてありましたけれども、おのおのその達成率、KPIの数字等がわかりましたらご説明をしていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ご質問のありました村の総合戦略のKPIと言われる重要業績評価指標ですか、これについてですが、施策の基本方針ということで大別いたしました（1）から（4）、それぞれの達成度合いにつきましてお答えさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、新たな雇用を創出するという基本方針に対しまして、これにつきましては、農業経営環境の充実や就農支援、これのため農協などと連携しながら、また起業、創業しようとする方には、商工会などと連携いたしまして、各種支援を行ってきているところでございます。しかしながら、毎年、少数といえますか、数名ではあるんですが、就農、創業者もいる状況であります。引き続き支援等を行っていきたいと、このように考えます。

2つ目の基本方針といたしまして、新しい人の流れをつくるというところで、観光や移住の促進、それから就業場所の拡大、これらなどを掲げている項目でございますが、ちょっと指標であらわすことができるような成果は出ていない現状でございます。

それから、3番目といたしまして、結婚、出産、子育て、教育の希望をかなえるという基本方針ですが、子育て施策に満足している人の割合でございますが、昨年度行いました子ども・子育て支援に関するアンケート調査というものを実施しているんですが、こちらで、大卒ではあるんですが、大変満足と、あと満足、これを合わせますと、就学前世帯で50.9%、それから小学生の世帯で44.4%、これらの方々が大変満足と満足というようなご回答をいただきました。これにつきましては、甘いかもしれませんが、ほぼ目標値というふうなことになっております。任意予防接種や保育料、給食費の負担軽減、それから子育て支援の促進ということで、子育てに関します情報提供や相談、交流の場の充実に努めている成果と考えております。

最後、4番目なんですが、つながりを大切にしたい魅力ある村をつくる、こういう基本方針ですが、安全で快適な生活環境づくり、これや観光についての項目でございます。村の補助制度を活用いたしまして、空き家を改修して住んでいる方は1件でございますが、防犯カメラ等は一定数設置できたものと考えております。観光バスツアーの参加者は、5年間で150人の目標を掲げたところですが、30

年度までで108人という状況になっております。

ただ、観光につきましては、議員ご承知のとおりですが、来年が群馬DCということで、ことしがプレDCですか、ということで、担当課もPRに力を入れているところでございます。

この総合戦略につきましても、本年度が計画の最終年度となっております、一定の区切りとなっております。目標に届いていない項目につきましても、少しでも目標に近づけるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 2分しかないのではしょっていきますけれども、先ほどの意識改革等とダブるかもしれませんし、村の将来ですよ。先ほどいろいろな施策を組んでいく中で、私が言ったように、榛東村は何もない村なので、外部にアピールをしなくちゃいけないというのがあると思うんですけども、以前から何度か申し上げているんですけども、村がせっかくことし60周年記念を迎えるに当たってホームページを新しくされました。ただ、残念なことに、村の住民、世帯数の更新が5月の例でいくと、14日おくれてです。それまでは3月末現在という表現のままです。それが5月14日までそのままです。

きょうのこの会議も、31日の日に事務局長に、まだ2月の予定になっているよと言ったら、変更されたのは5月31日です。それから、議会のほうの中を見ると、第16期の議員名簿がありますけれども、議席7番は欠員、高田副議長ですよ。亡くなってしまった松井保夫議員は、まだそのまま残ったままです。

これ何とか、やはり企業も行政も、人、物、金だと思えますよ。人はいろいろな可能性を持っていますので、ぜひ一議員が述べたことでも酌み取っていただいて、正しい方向に行政を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 終わりでよろしいですか。

○4番（村上慎一君） 誰か答えてくれればいんだけど、どうするかな。

○議長（南 千晴君） 時間が。

○4番（村上慎一君） はいと。笑ったから、副村長。村長。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご指摘のとおり、松井保夫議員が亡くなったり、それが残っているということが、5月末とかそういうものであるとすれば、ちょっと問題があるかと思えます。これらについても、前々から私も職員にお願いしているんですけども、ホームページとかそういうものの改訂については、なるべく早くせいという話もしておりますけれども、再度またやらさせていただきます。

○4番（村上慎一君） お願いします。

○議長（南 千晴君） 以上で村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時16分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。5番、日本共産党の川田敏彦です。

最初に、いつも私の前に一般質問をされた柁井議員の一般質問を聞けないことが残念です。

きょうの私の質問は、新しく指定管理者が決まった学童保育の問題。それから、この前の村長選での村長の公約の実現に向けての問題。最後に、素人なんですけれども、榛東村の農業政策について、国民としての思いというんですかね、村民としての思い、消費者としての思い、そういう立場から質問したいと思います。

以上、席に戻って質問を続けます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 質問なんですけれども、最初に、新しい指定管理になった学童保育所について質問したいと思います。

この前、文教の常任委員会で、5月16日に新しい管理者、社協ですね、そこの学童保育所を4カ所視察をしてきました。細かいところをいろいろ児童の安全面、それからいろいろなもの問題など、気を使って始めているというのを感じました。これは新しい学童保育を村と議会と社協で力を合わせて、基本的な原理に沿って実現へ向けていきたいというふうに思います。

基本的な理念ということでも、今言われているんですけれども、学童保育は今非常に内容も濃くなってきて、児童福祉法、それから厚生省令でも、かなりレベルの高い内容が求められてきています。例えば児童福祉法では、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業、こういうふうに位置づけています。

また、その内容は、厚生省令でも詳しくいっぱいここに書いてありますけれども、利用者が、これは児童ですね、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする、こういうふうにあります、細かいのはいっぱいありますけれども、今の学童保育所、この位置づけが高められている、そういう内容

だというふうに思います。

質問なんですけれども、私たちはこの前、3月議会で議案の40号で議案が議決されました。そのときが、議決の内容が管理を行わせる施設ということで5カ所決められたわけですね。北部の第一から二、三、南部の第一から第二と5つと、これで決まりました。それは今、管理協定書では、今それはどういうふうにかかれているのか質問です。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 川田議員の管理協定書における施設の数ですね、お答えさせていただきます。

先ほども川田議員がおっしゃったように、条例にありますとおり、北部第一学童保育所、北部第二学童保育所、北部第三学童保育所、それから南部第一学童保育所、南部第二学童保育所、以上の5カ所でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） そうしますと、現在、議会の議決と違うということになるんですけれども、これは議会に諮ったんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議会にはお諮りはしていないんですが、今現在、北部第一学童保育所が開設できない状況にあるということでございます。

内容の変更については、当然村との協議は必要なんですけど、指定管理者とは引き続き協議をしている段階で、指定管理者、それから村においても、北部第一学童の開設に向けては準備は進めていますというか、開設したい考えではございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 社協も初めてですし、それから担当課長も初めてですし、いろいろ大変なことがあるかと、それは思います。

しかし、この議決で決まったこと。それから、管理協定書にも明確に書かれている内容ができないと、これは簡単なことではないかというふうに思います。これについては、村長、どういうふうに認識をしているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 協定の中には、先ほど村上課長のほうから話したとおり、5カ所名前が入っております。そういう中において、開所するに当たって募集等を行いました。そういう中で、結果的には、第一保育所のところが、言うなれば指導者、支援者等が集まらなかったと。今も募集しておりますけれども、そういうところにおいて、入所者というんですかね、そこへ希望される方の人数とかそういうものを勘案した中で、今のところ第一保育所がなくても、実際待機はしなくてもできるというような状況の中で、それはやっていることに対して、支援者とかそういう募集ができなかったわけですから、できなかったところについて、また詰め込みを誰もいないところでやらせるわけにいきませんので、このような結果になっているというところでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 理由は、そういう理由があるのかと思います。しかし、これは議決して、それから管理協定書にもあることですから、これは村が強力な援助をして、そしてこれは解消していくという方向でやっていただきたいと思いますが、もう一言お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今も努力しておりますけれども、さらに支援者等のことを早く解決するべく、社会福祉協議会とやらさせてもらいたいというように思います。川田議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひその方向でやっていただきたいと思います。また、議会も、いろいろな協力で、できることはやっていきたいというふうに思います。

次に、支援単位の児童数ということで聞きたいと思います。

今の学童の1つの施設に何人いるかですね、それをお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 各学童保育所の現在の入所児童数について報告をさせていただきます。

まず、北部第一学童保育所については、現在、開所できておりませんので、児童はおりません。北部第二学童保育所です。児童数42名です。北部第三学童保育所、児童数42名です。南部第一学童保育所、入所児童数40名でございます。南部第二学童保育所、入所児童数40名でございます。合計164名の児童が学童保育所に入所していただいております、学年別の人数を申し上げます。1年生36名、

2年生46名、3年生31名、4年生26名、5年生17名、6年生8名です。

以上で説明いたします。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

1つの施設に児童数ということで今報告がありました。これは基準が厚労省令でおおむね40人以下と、こういうふうになっているわけですね。この40人以上というところが、これも至急改善しなければならぬというのがあります。ここでは40名以下とあるんですけども、もう一つ、厚生省令の基準でいいますと、この40名というのは最低基準と、あくまでも最低基準ということですよ。これは市町村長が最低基準を常にこれをもっと少なくしているのだと、これが厚生省令の3条、4条のところにあります。児童の健全育成というところ、それから児童のこれも利用者と言っているんですけども、人権に十分配慮すると、一人一人の人格を尊重して行くと、こういうふうにあります。ですから、これは40名超えちゃっていますから、これはひとつ、ないところで40名となっているわけですよ。これも早急に改善しなければならぬということになります。この改善の今の状況というんですかね、どんな取り組みをしているか、これをお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどの川田議員のご質問です。まず、各学童保育所の定員、基準につきましては、今、議員がおっしゃったとおりの基準がございます。これは厚生労働省令で出されています放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準がございまして、1支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするところを読み上げていただきました。

北部第二学童保育所、北部第三学童保育所につきましては、現在の児童数が42名ということで、40名を超える状況にありますが、おおむねという範囲には入っているというふうには村としては考えております。

また、この基準のほかに専用区画の面積割でもございまして、児童1人につきおおむね1.65平米以上でなければならないという基準もあるんですが、それでいいますと、北部第二学童保育所につきましては83.95平米でございます。この収容可能数でいきますと50人になる。それから、北部第三学童保育所につきましても、同じ面積の建物になりますので、83.95平米、平米数がありまして、収容可能人数でいきますと50名という形になります。なので、一応この範囲内には入っているということでございます。

いずれにしても、定員40名ということで募集はしておりますので、40名以下の保育となるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今の方向というのは出されているかと思います。これは先ほども言いましたけれども、これは厚労省令でも最低基準というのは常にこれを向上させるんだと。それから、最低基準を理由として、その設備また運営を低下させてはならないというのがありますから、これは早急にまた改善のほうをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、指導員の……

○議長（南 千晴君） そのままどうぞ。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 指導員の確保、研修についてです。

これも今の学童保育所のレベルが高まっていますから、指導員のレベルというのも非常に高いものが求められているわけですね。幼稚園教員の免許、小・中の免許、それから保育士、それからその他の厚労省の基準を満たした資格、それから一定の研修と、そういうのが必要なところです。

この指導員の確保、先ほども出ましたけれども、これも非常に先ほど1つ施設ができない理由という事になっているようです。この指導員の確保について、もう1回、どのように今やって、それから確保の状況など含めてお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず最初に、現在の支援員さんの募集状況について説明いたします。

現在の指定管理者が指定を受けましたのが2月27日です。実際指定管理が開始されるのが4月1日ということで、大変準備期間も短いところであったんですが、現在の指定管理者につきましては、直ちに指定管理者のホームページ、それから募集チラシによって職員の募集をしていただきました。そうしたところ、あと以前の前管理者のもと勤務していただいた職員の方にも声かけをしていただいて、新たに募集、採用していただいたという状況もあります。

結果、支援員の数不足で、北部第一学童保育所を開設できないという状況にあるんですけれども、引き続きホームページ等で募集を図っているところであります。

現在につきましては、新たな応募がないというような状況で、心当たりの方に声をかけていただいているところでございます。

それから、研修についてもご質問があったかと思いますが、職員の研修につきましては、まず基本的には、採用時に実務的な研修を行っていただいております。そのほか管理者の計画するものとして、保育に関する研修や防犯、防災、安全衛生、職場倫理などの研修を適宜行う計画としているほか、放課後児童支援員資質向上研修など、関係機関が実施する研修を受講する機会を確保するとともに、職務に必要な知識や技術の向上を図るということで計画をしていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 職員の確保についてですね。

社協の就業規則では、年齢はどうなっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 社会福祉協議会の就業規則におきましては、新規に採用する職員の方が65歳以下の方という条件がございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 新規採用以外ではどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 既に採用されていて、継続雇用される方は65歳以上の方もいらっしゃるということです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、就業規則の規定、またこれも厳格にして、そして新しい人をぜひ見つけてほしいというふうに思います。

それから、先ほどの継続、これもあるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 職員の継続につきましては、継続前、65歳未満であった方については、実務経験があるということで延長されるという場合もあるんですが、学童保育所の支援員さんについては、現在いらっしゃるはずですよ。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それは明文化されたものがありますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 大変申しわけありませんが、現在その資料を持ち合わせておりませんので、この質問については後日報告させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） では、次に移りたいと思います。

前管理者の収支報告書についてお聞きします。

文教常任委員にこの前の全協のときに、平成30年度の収支報告書、前管理者のが出ました。これで平成25年度から平成30年度まで、この6年間のが全部出ました。最終の30年度につきましては、これは繰り越しというのは名目はなくて、ただ収入と支出というところであります。それを見ますと、30年度では、収支が195万1,880円の黒字になりました。それから、平成25年度から29年度まで、これが繰り越された額が537万6,826円ということです。これは平成30年度には、もう繰り越されていないんですよ。そうすると、合計しますと732万8,706円、これが前管理者の黒字ということで収入になったということです。

私は、ここで改めて村の指導監督というのをちょっと一言指摘したいと思います。

例えばこれは1年間で割れば、年間122万円からの黒字が出ていたんですよ。村も予算をつくるときには、前年度の決算を見て、そしてこのくらいと、こうやるわけですよ。まして指定管理は、これは公の施設ですから、これは営利目的ではないわけですよ。それが毎回120万円から、平均してですけれども、黒字が出ていたわけです。ですから、これは例えば村が条例を改正して、保育料を下げることもできたわけですよ。これ単純に計算すると、年間1人7,000円ぐらい下げても大丈夫なんです。

それから、前の議会で質問した、例えば住民税の非課税の人だとか、兄弟が行っている世帯だとか、ひとり親世帯の減免にも使うことができた。それから、指導員のボーナス、これはもう一つ、うぐいすですね、うぐいす学童と比べても、桁違いにボーナスが違っていたんですよ。ですから、原資がなくはなかったわけなんですよ。原資はあった。ですから、こういうのは今後、村が注意をして、指導、援助、監督権がありますから、しっかりそれを学童や指導員のために使えるように今後指導をしていただきたいと思います。これは村長さんには前回言って、今後はきちっと適正にやるように言うというふうに言われましたので、今回、課長さん、こういうのを今後心構えとして一言お願いしたいんです。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 新しい指定管理者とともに、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、住民生活課長を先頭に、村がしっかりと管理監督をしていただくということを確認したいと思います。

次に、村長選のときの村長の公約について、この実現のためにということで質問です。

4月の村長選挙で真塩村長が子どもの医療費無料化を高校生まで拡大しますということを公約で掲げました。これは非常に歓迎すべきことだと思います。子育て支援、人口減対策、こういうところから非常に榛東村にとって、これは有効な施策だというふうに思います。

ちなみに、群馬県が中学生までの医療費を無料にしているんですけども、これは他県から来た人がみんなこれは歓迎をしているんですね。群馬県が出したホームページの中で、保護者の意見というところでも、それがいっぱいあるんですね。1つ、2つ紹介しますと、県外の知人に医療費無料化をとてもらうやましがられていると、群馬は子育てしやすい環境にあると、こういうのがある。それから、これが無料化になって、早期に医療機関に連れて行くことができるので、本当にいいと。他県から転入した自分には、これだけ子どもに力を入れている県は群馬県だけではないかと思ったと。こんなふうに群馬県の中学生までの医療費の無料化が、他県の人から非常に評価されている。今度は、榛東村が高校生までの医療費の無料化と、これをやれば、これは榛東村の評判をぐっと上げるということになるし、それから子育ての世代は、それじゃ榛東村へ住もうという人も出てくるかというふうに思います。この具体的な内容について伺います。

この中学生の医療費の無料化、これが1つは、いつからと、こういうのがあります。それをお願いします。

○議長（南 千晴君） 川田さん、今、中学生と言ったけれども、高校生でいいということですよ。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 失礼しました。中学生の医療費の無料化を……

○議長（南 千晴君） 高校生ということですよ。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 高校生の医療費の無料化ですね。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては公約で確かに掲げさせてもらいました。これについては、私自身も保護者のことを考えたりいろいろしたときに、これらを4月21日以降、こういう公約をしたよ、これについて私も実施できる範囲だということで、職員にはその検討に入ってくださいということでやらせてもらい、今現在、そのシステム改修とか、あるいは医師会、あるいは国保連合会、それらのことが解決できないと、これはできません。これらについても検討してもらい、令和の2年度から

できるように、これは必ずしたいということでやらさせていただきました。

前の15歳のときも、群馬県初めてだし、一番初めやらせてもらったんですけども、これも議員の皆さんの協力を得て、これが大分大々的に取り上げられたところです。これらについても、何でも早くすればいいというものじゃなく、やはり村民の皆さんの子どもに対する考えを、その一つのあらわれということで私も感謝しているところでございます。

今、内容については検討をもちろんし、時期についても、私は2年度からしたいということが基本的にありますので、それをもう少し待ってほしいというように思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひ検討して、具体化をできればと思います。

それから、入院・外来なんですけれども、今、入院も外来も実施している自治体というのは、まだ2自治体です。それから、入院だけというのは7自治体ということになります。

今、入院・外来、これについてはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうからは、担当課長のほうに入院・外来も含めてというような話はしております。それがどのぐらいかかるか、それらも含めて、今、担当課のほうでこれを試算しているところでございます。

そのほかについても、逆に、中学を卒業して自分で働いたり何かする人、そういうこともろもろの細部にわたって検討しなきゃなりませんので、私自身はそういうものを検討した上で、先ほども言いましたけれども、2年度から実施するという強い決意でやっておりますので、詳細についてはもう少し待ってください。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今、検討中ということなので、それを待ちたいと思います。

それから、高校生という概念で今現在実施している自治体を見ますと、18歳までなんです、これは。これ高校生も通信制、それから定時制、これ18歳を超えている人もいますよね。このところも、今実施している自治体は、高校生までといっても、18歳の年度末ということで切れていますので、ぜひこれも高校生、通信制、定時制も含めて検討していただきたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃるとおり、これも詳細に今進めておりますので、全ての人たちについてこれを18歳の高校卒業までというようなことの中で、どういうことが含まれるのかど

うか。本当に一生懸命頑張って、中学卒業してから頑張っている人に対してどのようなことができるかどうか、これらも含めてやっておりますので、もう少し待ってほしい。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、期待をして、そして待つことにしたいと思います。

次に、3番目に、榛東村の農業政策について、この第6次の総合計画ですよ、これに基づいてということになります。

第6次総合計画でも、そのほかのところでも、榛東村の基幹産業は農業であるというのがいろいろなところで出てくるわけですよ。ですから、こここのところ非常に大事だというふうに思います。

産振課からももらった資料で、農家の数だとか、年齢別農家経営者数とか、それから耕作放棄地の状況、これは産振課のほうでまとめてくれました。それを見ますと、2010年と2015年、5年間ですよ、総農家数は678から613へと9割になるわけですね。販売農家数も、専業は88戸から70戸、それから兼業も262戸から210戸、それぞれ8割を切る、そういう状況になっています。それから、年齢で見ますと、2010年のときには30代から49歳まで27人いたんですけども、これが2015年になると10人に減ってしまうんですね。3分の1になっていると。一方、80歳以上になると、これはもう1.6倍にふえています。高齢化が進んでいるわけです。

それから、先ほど波多野議員の質問にもありましたけれども、耕作放棄地も1.6倍、平成26年度から平成30年度ですよ、1.6倍にふえると、こういう状況になっています。

こういう状況の中で、先ほど産振課長から詳しく言われましたので、村長に全体の榛東の農政、どういうふうにとらえているか、抱負というんですかね、それを聞かせてください。大きくて結構です。産振課長は先ほど詳しく聞きましたので、村長から大きくても結構です。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員、本当にご存じのとおり、農業を取り巻く状況というのは、逆に榛東は難しいなど。私、前から思っているんですけども、昭和村の朝採りレタス、あるいは婦恋のキャベツ、特化したところについて本当にこういうことをどんどん伸ばしていこうと、PRもしていこうということはできるんですけども、榛東の場合に、本当に何が、特化しながらというのは難しいような状況。それを今現在、若い人たちが出てきて、イチゴのもの、あるいはブドウについても、その土づくりから全部やっている。本当に榛東の今、生産量は、ネギ類が一番多いんですけども、そういう中で特化したものに対してできるかどうかも含めて、それがいろいろできれば、榛東も耕作放棄地も減ってくるんじゃないかなというふうに思います。それらを全部含めて、いろいろな面で包括的に考えていかなきゃならないというふうに思います。

詳細については課長のほうから答えさせますので、お願いします。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 詳細は先ほど聞かせてもらいましたので。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 6次計画のこれで農業、農林業の振興のところで対策というのがいっぱいこれは出ています。農産物のブランド化、それからT P P導入も含めて、農協との連携を密にする。それから、農業収入の増加、農産物加工品の開発、観光農園の整備、インターネットを活用した積極的なPRなど、こういうふうに出ています。どれも必要なことだと思います。この中で2つばかり、今の農協との連携の強化、それからPR、これをどうするか、これを聞いていきたいと思います。

今、農協も、先月の27日にトランプ大統領が来て、8月に大きな発表ができると言いましたけれども、それは農産物の関税を撤廃するというので、農畜産業もこれで壊滅的になると言われているところですね。そういう中で、農協との連携というのも、この中でも強く書かれています。

それから、産振課からもらった基本構想、この中にも非常に詳しく連携をどうするかと出ていて、例えば榛東村は農業の担い手に対して濃密な指導等を行うために農業委員会、北群渋川農協及び渋川地区農業指導センターと連携して、そして集落段階における農業の将来展望、それを徹底した話し合いを促進すると、こういうふうにあります。話し合い、これは今どんな状況になっているでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、川田議員が説明してくれたとおり、現在、J A、また農業委員会、農業法人、農家の関係者というか農家者、全ての方と行き会うたびにいろいろな問題について話し合いをしております。特にJ Aの連携について、今、川田議員が質問していたようなのでお答えします。

農協とは、認定農業者になるための計画を審査する農業経営認定審査会をはじめとする農振協議会、またさまざまな協議会に農協の理事、または支所長、もしくは組合長が役員というか委員になって仲間になっていただいております。その中でどのような連携がとれているのかというのは、農協が持っている細かな農家の情報、例えば売り上げとか経営状況、村が持っている情報というのは、農地の所有状況など、お互いに共有し合って、これからの榛東の農業についての施策を今一生懸命考えているところでございます。また、榛東村が友好を結んでおります大井、大洗、葛飾区に対しても、イベントに農協も参加して、農業委員会とともに職員と努力して榛東の野菜がおいしいよということでPRしているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 連携を強めてほしいと思います。特に今、農協は、いろいろな形で、はたから見るとなんですけれども、壊されているような気がします。信用や共済のほうも、外資系の保険会社、金融企業が狙っているし、金融庁が農協が監督下でないということを今しきりに言っているんですよね。これは昔、郵政改革で郵便局の金融がアメリカの保険会社が参入してきましたけれども、そういうのが危惧されるようなところにあります。この農協と力を合わせて、農協本来のあり方も含めて、これを打開して行ってほしいというふうに思います。

それから、もう1つ、先ほど出た葛飾区との問題というの、ちょっと課長さんが言われたんですけども、高崎市の農業振興計画、これは市と農業委員会と、それから農協と市民団体がつくって、非常にわかりやすいやつが出ているんですけれども、それでも今、アピールというのは非常に大きく取り上げています。第6次計画でも、これはアピールするというのが出ています。高崎のほうは、市民に対して、市の農業の実態を知ってもらうのと、もう一つは首都圏に対しての大消費地ですよ、ここへのPRをするというのが大きく出されているんですよ。

そこで、葛飾区、確かにそうなんですよ。これ人口は四十数万、榛東の30倍もあるところですよ。そこで、こういう協定が結ばれて、この協定を見ますと、農業、その他、産業の振興に関する事、観光振興に関する事、そのほか防災とかいろいろあるんですけれども、この葛飾区をぜひこういう話があるなら、ものにしてもらいたいと思うんですね。この協定はあれでしょうか、今の進捗状況というのはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 反問。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩とします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 川田議員、すみませんでした。

そのことなんです、今、葛飾区の農政部と随時、電話でございまして、連絡調整をしております。たくさんの議員さんの方から一般質問等いただいて、それを参考にしながら、今年度というか、今現在進んでいる状況を簡単に説明いたします。

今、市民農園の問題でいろいろな議員さんが質問してくれたんですが、それを葛飾区のホームペー

ジに載っけて、榛東の市民農園をぜひ有効に使ってくれないかというようなことで今調整をしているところでございます。そのようなことで今回は、

以上となります。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） そういう動きがあるというのは望ましいことです。

葛飾区ですが、これは農業委員の人に聞くと、榛東の野菜、これを紹介してくれればいよなんて向こうと言われているというんですね。ルッコラはじめ、いろいろな榛東でできるものを紹介すると、そういうのもできると。

それから、私、この前、葛飾の区役所に知人を通じてちょっと聞いてもらいましたら、葛飾区の企画部の方が、現在、福島の本松市だとか、秋田の鹿角市なんかと協定を結んでいるというんですね。榛東とも協定を結んでいますと。榛東とは今、農業委員会同士はやっているようですけども、自治体同士ではまだ不十分なようだというふうなことを言っていたんですね。積極的に榛東村からアピールがあれば応える用意がありますと。これは企画部の方が言ってくれているんですね。なので、ぜひ、これせつかく大きな消費地でありますので、話を進めてもらいたいというふうに思います。

それから、最後に、高崎市にあるようなこういう農業の振興計画を、これもいろいろな榛東村の団体があるわけですから、そういうところと話し合っ、榛東に合ったもの、これをぜひつくっていただきたいと思います。

この村の基本協定、基本的な構想というのは難しいですよ。高崎のは誰もがわかるような市民用のやつなんですよ。こういうのをぜひつくっていただきたい。それを要望しまして、質問を終わりにします。

○議長（南 千晴君） 以上で川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

午後1時49分休憩

午後2時10分再開

○副議長（小山久利君） それでは、会議を再開いたします。

南議長にかわり議事を進めます。

質問順位4番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

14番南千晴議員。

〔14番 南 千晴君登壇〕

○14番（南 千晴君） 14番南千晴でございます。

今月の7日、厚生労働省は、2018年に生まれた子どもの数、出生数を発表しました。発表された人

口動態統計によりますと91万8,397人で、過去最低を更新しました。3年連続で100万人を割り、1人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる合計特殊出生率も1.42と、2017年から0.01ポイント下がり、3年連続で低下しております。群馬県においては、前年より357人少ない1万2,922人で、こちらも過去最少を更新しました。合計特殊出生率は前年と同じ1.47でした。

政府は2025年度までに、子どもを欲しいと考える夫婦らの希望が全てかなった場合の希望出生率である1.8を実現する目標を掲げております。しかし、今よりもさらに結婚、出産、子育てをしやすい環境をつくっていかない限り、現状のままでは目標達成は厳しいと考えております。

本年10月からは、幼児教育・保育無償化が実施されることになっておりますけれども、それだけでなく、共働き世帯がふえている状況からも、妊娠、出産、子育てと仕事が両立しやすい環境を整えていかなければなりません。

今回は、本村において安心して妊娠、出産、子育てができる環境をさらに充実していただくべく登壇いたしました。

以下、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） まず、待機児童について質問をさせていただきます。

私も現在、子育てと議員とを両立できるよう毎日奮闘しているところでありますけれども、村の子育て中のお母さん方から、保育園や認定こども園に申し込んでいるが、なかなか入れないといったお話を伺いました。中には、せっかく仕事が見つかったのに預けられないため、断らなければいけなくなった。また、仕事を始めたいのにできない。預けられない場合は仕事をやめなければならぬのか。いつから入園できるのか全くわからないと頭を抱えている方が多くいらっしゃいます。

そこで、現在の待機児童の状況はどのようになっているのでしょうか。以前も質問しましたけれども、潜在的待機児童、こちらの数もわかれば一緒にお答えください。

○副議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員からの待機児童の村の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、待機児童とは、入所を希望し、入所条件を満たしているにもかかわらず、また入所時期が到達したにもかかわらず入所できない児童、その児童のことを待機児童というふうにまず呼びます。

4月1日現在の村内の待機児童は7名でした。年齢別の内訳では、1歳児が5名、2歳児が1名、3歳児が1名です。しかし、現在の待機児童数を見ますと、さらに増加しております。現在、待機児童の数が23名というふうになっております。年齢別の内訳では、ゼロ歳児11名、1歳児8名、2歳児2名、3歳児2名となっております。そのほかにも保育所への入所を希望しているものの、定員超過

の理由により求職活動を休止している方や、育児休業期間を延長している方々の児童15名を加えますと、38名が入所保留の状態となっています。このような入所保留となっている児童のことを総称して潜在的待機児童というふうに定義されております。

最近になりこの待機児童者の数が増加している背景でございますけれども、核家族化や生活スタイルの変化がまず挙げられますけれども、それとあわせて、平成27年3月策定の榛東村子ども・子育て支援事業計画、こちらの事業期間5年間の計画でございますけれども、この中で推計していた5歳未満の児童数が推計値によりますと、平成25年度の実数729名が平成28年度以降徐々に減少していくというふうな推計を出していたんですが、平成31年度には745名というふうに推計していたんですが、実数で見ますと、28年度から徐々に増加しておりまして、平成31年度現在、推計値が664名でございます。実数につきましては745名という状況になっておりまして、この推計値よりも5歳未満の児童の数が81人増加に転じているという状況も要因の一つであると考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 課長の説明で、現在は待機児童が23名、潜在的待機児童のほう、保留となっているという方合わせますと38人ということで数値がわかりました。

また、子ども・子育て計画、そちらのほうで5年ごとですかね、推計をして計画を立てていると。やはりそれと今の状況が違ってきているというようなこともわかりました。

お母さん方は、やはりどうしたら入園できるのか。また、仕事をしたいのに、入園の見込みといたしますか、予定が立たないから、本当に仕事を始められないと、真剣に考え、悩まれている方がいらっしやいます。

入園申込書には、就労の状況等を書き込むところがありますけれども、入園に関しましてどのような基準で決定がされているのか、教えていただける範囲でお答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 入園の決定方法についてお答えをさせていただきます。

一昨年度中から募集定員を超える入所希望が出されるようになったというふうに担当から伺っております。そこで、昨年の4月に入所した児童の選考から、点数制による方法とさせていただきます。具体的には、保護者の就労や介護、通院等の理由により拘束される時間の長さを基本点とし、家族構成や障害の有無、兄弟入所などの状況に応じて調整点を加算して、各児童の家庭状況を指数化して優先順位を決めております。

選考の時期につきましては、毎月開催する園長会議において、入所希望の2カ月前の児童を対象に選考会議を実施しております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 課長のほうから点数制で家庭状況のほうを把握して、それを園長会議にかけてということで、どういった基準で入所を決定しているかということがわかりました。

先ほど待機児童、潜在的待機児童も含めて、申し込みをしている方が、やはり全員入園希望するときにはできるということが理想でありますけれども、現在も保育園やこども園は、かなりの人数が入っている状況かと思っております。そのあたり、現在の定員や割合、また例えば保育士がいれば何人か入れるような状況があったりするのかな。そのあたり、これ以上は入園できない状況なのか説明をお願いいたします。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在の村内の保育所の定員及び入所の状況について説明させていただきます。

現在、村内には、榛東中央こども園、認可こども保育園です。それから、榛東北部保育園と榛東南部保育園の認可保育園が2園ございます。定員でございますけれども、それぞれ、榛東中央こども園は定員115名、現在の入所児童は127名となっております。榛東北部保育園は定員100名、現在の入所児童は119名です。榛東南部保育園ですけれども、定員130名、入所児童は143名となっております。

各園ともに定員を超過している状況にありますが、これは供給を上回る保育事情が発生し、待機児童解消のための措置、やむを得ない事情があるものとして受け入れをいただいているものです。

ただし、このまま定員超過の状況が続き、各保育所の年間平均在所率が120%以上の状態が5年間継続して続いてしまいますと、給付金の減額措置が適用される場合もあるため、この数値については注意深く観察していきたいと考えています。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 3園とも定員を超えている状況ということで、なかなかこれ以上入園するというのは難しい状況だというような課長の答弁だったと認識しました。

今年度の当初予算ですか、南部保育園の施設の増築費用といいますか、そういったものが計上されていたかと思っておりますけれども、もしこの南部保育園の増築が完成した場合、何人くらいそこで入園する人数がふえるのか。また、それはいつごろの予定なのかお答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員から質問がありました。榛東南部保育園の増築の計画について説明いたします。

南部保育園では、今年度、園舎の増築を予定しております。ただし、この整備につかまして、保育所整備支援交付金を活用した建設を計画しております。現在、計画書のほうにつきましては提出しておりますが、まだ内示等いただいておりますので、まだ計画段階ということでご承知おき願いたいと思います。ただし、一応完成の予定としましては、今年度秋ごろを予定しておりますが、交付金の採択の決定時期によりましてもおくれる可能性もございます。

また、新しい園舎が建設されたとして、園舎増築に伴う定員の増員につきましては、低年齢児、これはゼロから2歳児でございますけれども、低年齢児15名の増員を予定しております。

また、この受け入れ時期につきましては、また保育園さんとの協議にもなってきますが、来年度、新年度からの受け入れになる見込みが高いと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 南部保育園の園舎が増築されれば、15人、低年齢児、ゼロから2歳児ということでもありますけれども、今23人待機児童がいると。ゼロ歳児が11人、1歳児が8人、2歳児が2人ということですので、ふえても、必ず全員が入れるようにはならないのではないかなと思われれます。

確かに南部保育園の定員がふえることで入園できる方もいらっしゃると思いますので、村としましては交付金の採択をしっかりとさせていただくよう事務処理、そういったもの、園のほうを支援していただければと思っております。

やはり、でもこれだけで待機児童が全て解消となるわけではありません。足りない状況であります。今後も育児休業から復帰される方もいらっしゃると思いますし、働きたい方もいらっしゃいます。入園できなければ、働くことをあきらめることになってしまいます。

村も、そして村長も、子どもを育てるなら榛東村と子育て支援に力を入れてきましたが、このままでは子育てと仕事の両立ができないことになってしまいます。これは村としても早急に対応すべきことだと考えます。

現状の3園で厳しいのであれば、臨時的なものも含めて、低年齢児等を対象とした小規模な保育所の施設整備や、また何年もこれ、以前から私も質問や要望しておりますけれども、満3歳児から幼稚園へ入園できるような対応、そして幼稚園の認定こども園への移行等、さまざまなことを中長期的に今後考えなければいけないと思っております。村はこの待機児童対策をどのように考えているんでしょうか。村長、お答えください。

○副議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今現在23名、全てですと三十数名ですか——が待機児童になっているという状況です。これについては、私も一番初めるときから、待機児童はないようにしますよということでやってきたんですけども、現状はそれに追いつかなかつたと。それは6次計画とか、そういうもので人口統計とか、そういう中で、それで間に合うというような状況にあったんですけども、実際はそれ以上にゼロ歳児、1歳児と多くなりました。これを私は看過することはできないというように私自身も考えております。

南部保育園のほうでこれを増築というような、まだ県のほうの認可受けておりませんが、それらも私自身も県のほうに働きかけていきたい。それだけでは、まだ今現在の人数からいけば足りません。これらについても、また対策を考えていく必要があるかなというように思っております。

さらに、3歳児、4歳児ということの幼稚園へのお願いというんですか、幼稚園は2園ありますけれども、入園は定員以下でございます。そういう状況の中でお願いできないかなというようなことも含めて考えていきたいというように思います。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） ぜひ早急に対応していただくべく、村のほうで考えていただきたいと思っております。

先ほど課長のほうから推計のほうが増減していく推計だったけれども、ふえたとおっしゃってありました。少子化という中、減少ではなくふえているということは、村にとっては本当にこれは、今までやってきた子育て支援策、そういった事業が実を結ぶというわけではありませんけれども、そういった効果もあったのではないかと思う数値であります。

ただ、だからといって、ふえたといいますか、推計と違っている状況になったときに、いかにそれを早く対応するのかということが大事だと思っております。

現状は待機児童が出ております。今後、そういった待機児童対策を今までどおりというわけではなく、しっかりと見直していただいて、村として子どもの出生数や人数の推移、若い世代の転入・転出の状況、共働き家庭の動向、保育のニーズについて、これまで以上に把握して対応策を事前に考えていく必要があると思っておりますけれども、そのあたり本気で取り組んでいただけるのでしょうか、お答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） この待機児童の問題ですね、今までお答えしてきたように、現時点においては、村内の保育所だけでは入所を希望する全児童を受け入れることはとても困難な状況、厳しい状況となっております。

これまでも村外の保育所への入所相談や、村立保育園の入所を紹介するなど、実施してきているところではありますが、今後につきましても、保護者の要望に配慮しつつ、個別に対応をしてみたいと思います。

また、今年度、この榛東村子ども・子育て新事業計画の改訂版を策定する年度でございますので、この策定会議の中において、村における保育施設の利用定員の設定や、幼児教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、そういったものがこの中に盛り込まれておりますので、その調査、審議を早急に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 待機児童のこういった問題は、子育て世代の生活にかかわる大変重要なものであります。ぜひ少しでも早く解消し、子育てと仕事が両立できるような対策を講じていただくことを求めます。

続きまして、子育て世代包括支援センターについて伺います。

子育て世代包括支援センターを児童福祉法では、母子健康包括支援センターと呼んでおります。こちらは平成32年度末、来年度末までに設置するように努めなければならないとされております。

こちらは2016年12月の定例会でも一般質問させていただきました。そのときは、早目に人材確保を行うなど、設置に向けて体制を整えるべきだと質問しまして、村のほうも核家族化が進み、いろいろある中で検討していく必要があるが、資格を持っている専門的な職員の人材不足は否めないと人材確保に苦慮していると答弁をいただきました。

現在、本村ではまだ設置されていない状況でありますけれども、県内の近隣の市町村の状況、そういったことをわかる範囲でお答えください。

○副議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 県内の設置状況でございますが、平成30年度に10市町村で設置されております。本年度中に6市町村が設置予定というふうに向っております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 村も来年度末までに設置する予定であると思っておりますけれども、今後の設置に向けての予定や計画はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちら本村につきましては、令和2年度に設置することを現在検討しております。設置場所は保健相談センター内を予定しております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 令和2年度末、来年度末までに村のほうも設置を予定しているということであり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援ということで、同センターには大いに期待をしているところであります。

事業内容に関しましては、1つ、妊産婦及び乳幼児の実情を把握すること。妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。支援プランを策定すること。保健医療、または福祉の関係機関との連絡調整を行うこととあります。これらに加えて、母子保健事業や子育て支援事業、今、村でやっているような事業も、地域の実情に応じて行うことができるということでもあります。

ここでいう子育て支援事業には、住民生活課などの所管の事業も含まれております。できれば、同じセンターにてワンストップで対応していただきたいと思っておりますけれども、現時点で事業内容はどのようにする予定と考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○副議長（小山久利君） 会議を再開します。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 相談内容ということでございますが、その前に、先ほど来年度末というふうにおっしゃったところでございますが、村としては来年度初めから設置できるように考えていきたいというところをちょっと加えさせていただきます。

今のご質問の事業内容が包括支援センターでワンストップでできるようにできないかというような内容だったかと思いますが、今の全ての支援を子育て包括支援センターに集約して提供することは、現状はちょっと困難であるかと考えられますが、子育て世代からの相談を受け、相談に応じ、必要な関係機関につなげ連携することにより、切れ目なく必要な支援を受けられるようにはしていきたいと考えております。

庁舎に担当がいる支援、例えば先ほど議員さんがおっしゃったように、例えば保育園や就学の相談など、現在も状況に応じては、保健相談センターにお母様が見えた場合、それぞれの担当が出向き対応させている場合もあるんですが、今後も住民の負担を軽減させるよう配慮しながら、住民の立場に

立って対応していきたいと思います。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 来年度の初めから設置をしていく予定で進めてくださるということで、大変ありがたいと思っております。

先ほど課長がお答えいただきましたように、窓口はふだんは別であっても、やはりセンターに来て、その場所で相談する中で、必要に応じてそういったさまざまな事業の担当者等が出向いていただいて相談に乗っていただける、そんなようなワンストップで対応していただくことが理想だと思っております。特に小さな子どもを連れて役所に来て、いろいろな課を回ったり、書類を記入したり、相談するということは、想像以上に大変なことであります。少しでも相談しやすい環境を整えていただくように要望いたします。

また、センターの職員の配置でありますけれども、保健師等を1名以上配置すること。加えて、地域の実情により、利用者支援専門員を1人以上配置することと書いてありますけれども、職員配置については、現段階でどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在はセンターの職員体制は、保健相談センターに配置しております母子保健担当の保健師が兼務しながら、そのほか保健師を呼び、助産師の配置を検討しております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 現在も、先ほど兼務ということでありましたけれども、保健師の方が各事業において、また助産師の方が事業にまた来ていただいて、委託されている。相談しやすい体制にもなっていると思います。特に出産後の子どもの健診や教室等において、非常に相談しやすい環境ができているのではないかと私も感じているところであります。

しかし、これらが就学前までが対象となっております。小学校以上になりますと、保健相談センターとのかかわりよりも、学校とのかかわり、先生、教育委員会に相談する方が多くなっているのではないかと思っております。

学校には県で配置しているスクールカウンセラーもおりまして、相談できる体制があるかと思いませんけれども、今、子どもを取り巻くさまざまな問題、児童虐待や不登校などの青少年問題や、事件等が起きた場合の心のケア、また家庭や子育て期の保護者の相談ということを考えますと、相談ができる体制ということでありますけれども、やはり現状では足りないのではないかと。また、先ほどおっしゃってくださっております保健師だけでは、やはり足りないのではないかと私感じております。

そこで、妊娠から子育てまで、やはり幅広くさまざまなことが相談できるよう、センターに臨床心

理士の配置を考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 難しい問題、これは難しい問題というのは、今、採用試験とかそういうものをやっても、実際充足できない状態もあります。それらを含めて、今、南議員がおっしゃるとおり、現在のライフスタイル、社会情勢の変化の中にあって、家族だけで担うということは困難になっているということは私も承知しております。子育てを地域で支える仕組みを整備することはもちろんですが、村も従来から母子保健と子育て支援の両面から充実した支援に努めてきたところでございます。

子育て支援センターの職員が全ての事案に対応することは、南議員もご存じのとおり困難だということに思っております。関係機関との連携がますます重要になってくる、そういった役割を担うためにも、心のケアに対応する支援も含めて、センターの職員を配置したいというように考えております。

心理関係の相談についても、できれば採用したいんですけれども、その辺も考えていかなきゃならないというように考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 心のケア等の部分も含めて配置したいと。しかし、人材確保というのが難しい部分もあるということでもありますけれども、ぜひそういった配置をしていただきたいと思っております。

先ほど学校にはスクールカウンセラーがいるということでお話をさせていただいておりましたけれども、こちらも県のほうから配置されているものと認識しておりますが、今のスクールカウンセラーの県の配置で、ここの部分の相談に関しまして十分だと教育委員会のほうで思っているのか、そのあたりやはり足りない部分があるんじゃないかと感じているのか、現状を少し簡潔にお話しただけならばと思っております。

○副議長（小山久利君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） スクールカウンセラーの件ですけれども、今年度は小学校に年間90時間、中学校に180時間、勤務時間を割り当てられているところでございます。ですから、具体的に申し上げますと、1回当たりの勤務時間、基本的には6時間。だから、北小学校は、大体平たく言って、2週間に1日勤務がある。南小学校も同様です。榛東中学校に関して言えば、1週間に1日勤務していただいているというようなイメージで捉えていただければと思っております。

ただ、臨床心理に関して、非常に高度に専門的な知識、経験を持っていらっしゃる方でないと務まらない仕事であることから、県でも人材確保は非常に大変で、榛東に配属されているスクールカウンセラーの方は、ほかの市町村の学校も兼務をしております。何曜日は榛東中、ほかの曜日は、例えば

前橋や高崎の学校に行っているというような状況であります。

また、足りているかということなんですけれども、当然相談事案が多い年は不足が生じる場合もございます。榛東村は、その部分について村の予算をつけてくださっておりますので、不足が生じた場合においては、当初の県の勤務時間を超えて村の費用で補っているということになります。当然、先ほど村長が申し上げたとおり、村が独自にスクールカウンセラーさんを人探して確保してというのは非常に困難ですので、県で配置してくださったスクールカウンセラーが、やはり当然、日々子どもや保護者の相談業務をやっている方が継続してやった分を村の費用で宛てがって補ってやっているという状況でございます。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 足りない部分は村のほうで費用を負担して今対応しているという状況でございます。

ただ、県の配置ということですので、やはり異動があったりだとか、信頼しているカウンセラーの方が異動してしまったとか、そういったお話も聞きますので、やはり村としてカウンセラー、また臨床心理士、そういった方を配置していただき、さまざまなケースに対応できるようにして充実をしていっていただきたいと思っております。

続きまして、災害時の母子等への支援について伺います。

本年3月に液体ミルクが国内販売開始となりました。調乳環境が整っていない状況においても常温で保存でき、乳児にそのまま飲ませることができるため、災害時の備えとなります。災害弱者である赤ちゃんとお母さんを守るためには、乳幼児のミルクの備蓄だけでなく、乳幼児の栄養全体を見据えた防災対策が必要であります。

そこで、まず村は、乳幼児用にどのようなものを備蓄しているのか、現状についてお聞きいたします。

○副議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現時点におきまして乳児に特化した食料の備蓄はございません。

なお、液体ミルクにつきましては、本年度中に調達をする予定とさせていただきます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 現在、備蓄がない。ただ、液体ミルクは今年度中に備蓄をする予定ということでもあります。

液体ミルクの使用に当たっては、幾つか注意点もあるということですので、そういったことを理解

した上で備蓄をしていただきたいと思います。と考えております。

NPO法人日本ラクテーション・コンサルタント協会、母と子の育児支援ネットワーク、災害時の母と子の育児支援共同委員会によりますと、災害時の乳幼児栄養に関しては国際的なガイドラインが存在しております。衛生状態が悪くなりがちな災害時、たとえ少しの量でも母乳を飲んでいることで、赤ちゃんは感染症のリスクから守られます。災害が一たび起こると、乳幼児用ミルクや哺乳瓶は、医薬品、医療器具と同等に慎重に扱う必要があります。つまり、一律に配付するのではなく、月齢、被災前と現在の栄養法を把握することが大前提となります。母乳を飲ませている人には、授乳スペース整備や相談できる支援体制等で母乳を安心して続けられるよう、乳幼児ミルクが必要な人は、十分な量が届けられ、安全に使用できるよう、そういった支援体制づくりが不可欠であります。

村も国際ガイドラインに準拠し、乳幼児栄養に関する計画的な防災対策を防災計画等に盛り込んでいただきたいと思います。ただ備蓄をするということではなく、このような対応をしていただきたいと思います。村はどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 平成27年度に策定いたしました榛東村の地域防災計画におきまして、乳幼児につきましても、要配慮者ということで配慮すべき者ということで指定をしております。

ただ、今お話のございました乳児、幼児も含まれるのかもしれませんが、そういった者に対する例えば栄養の対策ですとか、そういったものについては、防災計画上書き込まれておりませんので、またこの地域防災計画というものは逐次見直しを行うという性格のものでございますので、必要な見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 先ほど包括支援センターの話がありましたけれども、そういったセンターができましたら、そういった職員とも連携しながら防災計画等を見直していただきたいと思います。

備蓄のほうがないというお話でありましたけれども、例えば離乳食だったりだとか、中には食物アレルギーを持つお子さんもいらっしゃいますので、そういったアレルギー対応の子ども用の食品の備蓄も必要だと思っておりますけれども、最近そういった7大アレルゲン不使用であるとか、レトルトの離乳食に関しましても、きちんと表示がされているものもあります。確かに自分たちで準備することというの必要なんですけれども、やはり村としても備蓄をする必要があるとは思いますが、特に3日間蓄えがあれば、物資が届くようになるよというような災害の講演とかでお話聞きますけれども、果たして子どもや赤ちゃんに対しての物資も、きちんとそういった部分で届くのかという部分は、必ずというわけではないと思っております。そのあたり村としてどのように今後考えていって

ただけるのかお聞きいたします。

○副議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 食物アレルギー対応の食料品についても、現在備蓄はございません。

今お話しいただきましたけれども、7大アレルゲン不使用というようなものも今出ているということでございます。しかしながら、食物アレルギーも相当の種類がございまして、全てを網羅した備蓄を行うということは、現実的にはちょっと困難かなという部分でございます。

ただ、お話しいただきました7大アレルゲン不使用というような離乳食等についても、いろいろな商品といたしまししょうか、出ていると思いますので、調査をさせていただきながら調達を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 大量に備蓄をするというのは、また大変なことになりますし、予算、そういったものも関係してくると思っております。

そこで、もちろん自分たちでできる備えという中で、保健センターにいろいろな事業で来た親御さんに対して、そういった災害時への備えについての周知をしていくことも必要だと思いますし、もう一つは、企業等と災害協定を結ぶなどして事前に備えておくということも必要だと思います。

村もどこの会社、数社と災害協定結んでいると思いますけれども、村のほうで備えられない備蓄があれば、そういった備蓄品を持っている企業、例えば災害時の母子のために、赤ちゃんや子どもの食品や生活用品を取り扱っているような企業と協定を結んでいただくことで、その不安は解消されるのかなと思います。そういった、今後、企業との協定は考えていないのかお聞きいたします。

○副議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在、本村では、三国コカ・コーラボトリング、それから生活協同組合コープぐんまと災害における救援物資提供に関する協定というものを締結してございます。

今お尋ねのありました、これ以外といたしまししょうか、特にご質問の趣旨が乳幼児をターゲットとしたという部分になろうかと思っておりますけれども、そういった部分につきまして、相手のあることでございますので、今後、協力していただける、あるいは支援していただける事業者というものを村としても発掘をしていくなりということで、災害時に連携を図れるよう模索をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 大切なのは、ただ単に備蓄をするということだけではなくて、やはり災害

弱者であります妊婦や赤ちゃん、母親に対して、平時から支援体制を関係機関と連携しながら整え、災害への備えをしておく必要があると思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

最後に、村長の公約にあります高校生までの医療費無料化についてお聞きいたします。

先ほども質問がありましたので、同じような部分もあるかと思えますけれども、まず県内の市町村の中で、中学生までではなくて、高校生以上、子どもの医療費の無料化をしている自治体があると思えますけれども、そちらの状況はどのようになっているのかお伺いたします。

○副議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在、県内で高校生までの医療費無料化を実施している市町村は、全部で8町村あるということでございます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 8町村あるということでございます。

村長、先ほど答弁の中で、来年度の予算、来年度からスタートしたいというようなお話がありましたが、今はそのために検討しているところだということでございます。

支給方法に関してですけれども、多分、県内8町村あって、全部の市町村が同じ対応ではないと思えますけれども、できれば、現在の中学生までの医療費の無料化と同じに、償還払い等ではなくて、現物給付としていただきたい。それはやはり保護者の方の手間といいますか、そういったことも考えまして、ぜひこれは現物給付で実現していただきたいと思いますが、このあたりはどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この件につきましては、現在、国保連合会とも調整等を行いながら、議員がおっしゃったように村としても現物給付で対応できるようにしていきたいとは考えていますが、現在検討中でございます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） ぜひ現物給付で窓口で負担して、後で役場に領収書等を持ってきてという作業がないようお願いしたいと思います。

先ほども対象に関しましてお話がありました。高校生までということでもありますけれども、高校生じゃない18歳の方というか、進路はやはり高校だけではありませんので、高校生になっていない方も、村長のほうは考えなければいけないということでもありましたけれども、やはり私も、これも高校生と限定するのではなくて、18歳に達する日の属する年度末、そのような対応をしていただきたいと思う

んですけれども、村長、このあたり対象者はどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高校生までという内容については、先ほども申し上げたところです。そのほかの通信教育とか、あるいは逆に働いている人たちに対して、それをやるかどうか。これはまさしく今検討中でございます。そういうことでご理解願いたいというように思います。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 検討中であるということでありますので、公平公正に検討していただいて、来年度からの実現をしていっていただきたいと思います。

中学生までの医療費無料化のときも、榛東村は、村長、先ほどおっしゃってございましたけれども、県内でも早く段階的に引き上げていったのが榛東村であります。知事の公約もありまして、町村がまとまって県にも負担していただくということで、県全体の実現につながりまして、結果的に村の負担も減るということになりました。

今、先ほど8町村が高校生以上の医療費無料化を行っているということでありますけれども、このあたりずっと村が財源を負担していくというよりは、また以前のように県等にも働きかけをしていっていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 過去、私も平成21年ですか、そのときになったときに、中学生まで、義務教育のときに医療費無料化をしたいということでやらさしてもらいました。そのときは、今現在も大澤知事ですけれども、また7月には知事選がございます。そういう中において、いろいろな財源の中においても、子育てとかそういうものが保護者にとって大分大切だということで、これからも新しい知事に対して、そういう話もしていきたい。これをやることによって、違う市町村も逆にふえてくるというように考えております。それらは強くやっていきたいというように思います。

○副議長（小山久利君） 以上で南千晴議員の一般質問を終了いたします。

議長を南議長と交代いたします。

◇

◎日程第5 請願・陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の請願・陳情つづりにより付託を行います。

請願第1号、川田敏彦議員の紹介であります「米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願書」につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情第2号及び第3号「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」につきましては、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和元年第2回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時1分散会

令和元年第2回

榛東村議会定例会会議録

第2号

6月18日(火)

令和元年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

令和元年6月18日（火曜日）

議事日程 第2号

令和元年6月18日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 議会運営委員会委員の欠員の選任について
- 日程第 3 議案第48号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 議案第49号 榛東村森林経営管理基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第51号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第54号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第57号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第58号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第59号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第60号 民事調停事件に係る調停案の受諾について
- 日程第16 報告第 1号 平成30年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 2号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第18 報告第 3号 法人の経営状況について
- 日程第19 発委第 1号 早坂通議員に対する問責決議について

- 日程第 2 0 総務産業建設常任委員会に付託の請願第 1 号について
 - 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 2 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 4 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 2 5 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
8番	清 水 健一君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	清 村 昌一君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一君
会 計 課 長	浅 見 英一君	教 育 課 長	阿 佐 見 純君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第1、諸般の報告の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

議会広報常任委員会委員長、副委員長及び議会基本条例調査検討特別委員会委員長の選任につきましては、過日開催されました各委員会におきまして、委員の互選により記載のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。



◎日程第2 議会運営委員会委員の欠員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議会運営委員会委員の欠員の選任についてを議題といたします。

本件は、高田清一議員の辞職、柁井保夫議員の急逝に伴い、議会運営委員会における定数に欠員が生じたことから、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において補充指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に岸昭勝議員、小野関治義議員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり、岸昭勝議員、小野関治義議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。



◎日程第3 議案第48号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第48号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任につい

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である高橋三子さんの任期が今年6月30日で満了となるため、本年7月1日から3年間の任期となる新たな委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

高橋さんからは、今限りで退任したい、その旨の申し出があったため、新たな委員として岩田喜代司さんを選任したいと思います。

岩田さんは、村職員として長年勤務され、税務課長の経験も有するとともに、平成23年7月から平成26年6月までの間、固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいております。実務に精通された方でございます。委員の職責を全うしていただけるものと考えており、議会の同意をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第48号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第4 議案第49号 榛東村森林経営管理基金条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第49号 榛東村森林経営管理基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第49号 榛東村森林経営管理基金条例の制定について説明申し上げます。

それでは、議案書、議案参考資料ともに1ページをごらんください。

提案理由として、趣旨目的は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

この譲与税の市町村における用途は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発及び木材の利用促進、その他の森林の整備の促進に関する施策とされております。これらの施策を計画的に実施するため、森林環境譲与税を原資とする基金を設置しようとするものでございます。

なお、関係法令は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律でございます。

また、予算措置は、本会議の補正予算に計上してございます。

その他としましては、森林環境税は、令和6年度から付加されることになってございます。

次に、議案書の2ページをごらんください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 基金条例の字句なんですけれども、第3条。基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするとなっているんですけれども、これは、最後の額のところをとって、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める、が正しい表現じゃないんでしょうかね。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時6分休憩

午前9時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 早坂議員が言っている積み立て、第3条、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするとございます。この額、確かに早坂議員が言うように、定

めるとか、定めるものとするでもよろしいのですが、基金として積み立てる額とは答えておりますので、一般会計で定める額とするで、最後「額」を使っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何で今回こういう、あれをした、今まで私きつとこのくらいのこういうようなことはわかっているスルーしたと思うんですよね。していたんだと思います。

ただ、今回の議案の中で、かなりそういう字句の訂正がいっぱいありますよね。議案書の中で、字句の訂正が。だから、やっぱりここできちっと指摘したほうがいいだろうと思って指摘したわけです。

ですから、やっぱり正しい文章とすれば、私は「定める」で切るのが普通なんじゃないか、いいんじゃないかと思います。額とすると入れたからとして決して間違いとは言いませんけれども。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第49号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 榛東村森林経営管理基金条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第50号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第50号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第50号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書につきましては、3ページから4ページに記載してございます。

説明は、議案参考資料でさせていただきます。

議案参考資料の2ページをお開きください。

改正の概要につきましては、消費税及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村隣保館使用料の改定を行い、あわせて字句の訂正等を行うものです。

3ページの新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正案となっております。

使用料の改定とともに、別表を表のとおり、記載のとおり改めさせていただきます。

議案書の4ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、この条例は令和元年10月1日から施行となります。

第2項、適用区分でございますが、この条例による改正後の榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以後に行う施設の使用料で施行日前に納付するものについてはなお従前の例によります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 改正案のほうで、別表、多目的室ということが新たに入っているんですけども、ちょっとこの説明をお願いしたいんですが、現行では生活改善室がなくなっているんで、あ、違うか、ごめんなさい。この多目的室のちょっと説明をお願いします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 多目的室について説明をさせていただきます。

隣保館につきましては、開館当初、この多目的室を社会体育施設と管理事務所の事務室として使用してきた経過がございます。平成24年に管理事務所、別の場所に建設したことに伴いまして、この多目的室があいたわけなんです。その後も使用料の区分についてはこちらに載せてきてこなかったということから、今回新たに追加をさせていただくものです。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第50号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5 番川田敏彦議員。

〔5 番 川田敏彦君発言〕

○5 番（川田敏彦君） 議案第50号は、概要のところでは消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、こうにあるんですけれども、これはまだ確定じゃないですよ。ですから、まだかけていない自治体も、これあります。これは、まだかけていないかということ、まだ内容が世論調査でもやっぱり国民の過半数が反対しているわけなんですよ。3月議会でも言ったんですけれども、地域経済を衰退させると、加速させる、そういうものが入っていると。

それから、この試算というんですかね。これをやると大企業が優遇税制というのが幾つかあるんですけれども、これを中小企業並みにすれば4兆円財源が出ると言われています。

それから、同じく富裕層にも、やっぱり優遇されているのを普通の人と同じようにすれば3兆円の財源がとれると。今消費税、今度10%上げるというのは、これで5兆円がふえるということなんです。ですから、ちゃんと税金を取るところから取れば、これは余ってしまう。余るという言い方はおかしいですけれども、消費税分をそっくりもう賄ってしまうんですよ。

この動きも、例えば自民党の萩生田幹事長代行が増税の延期もあり得ると、そういう発言をしているわけですよ。

ですから、これは確定ではないということで反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

8 番清水健一議員。

〔8 番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 私は賛成の立場で討論を行います。

安倍首相は、繰り返し10月に消費税を上げる、こうしております。

消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、隣保館使用料の改定を行うことは正しいことだと思ひ、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 榛東村隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第51号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第51号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第51号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては、5ページでございます。

議案参考資料により、説明をさせていただきます。

議案参考資料4ページをお願いします。

趣旨目的につきましては、医療機関等に関する規定及び支給対象者の除外規定の整理のため、所要の改正を行うものです。

主な改正点としましては、1つ目として、福祉医療費の支給対象となる医療機関の範囲に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を明記すること。

2つ目として、支給対象者の除外規定に生活保護を停止されている者に関する取り扱いを明記するものでございます。これらは、現行に即した内容に整理するものでございます。

次に、議案書6ページをお願いします。

附則でございますが、施行の日は公布の日からでございます。

以上で議案第51号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第51号については委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第52号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第52号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は7ページから、議案参考資料は6ページから7ページでございます。

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、しんとう南部公園の施

設使用料の改定を行うものでございます。

議案参考資料7ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

左側が改正案、右側が現行でございます。

改正内容でございますが、別表中の施設使用料の欄、村内者2,050円を2,090円に、同じく村外者5,140円を5,230円に改めるものでございます。

議案書8ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

第2項、この条例による改正後のしんとう南部公園の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以降に行う施設の使用に係る使用料で施行日以降に納付するものについて適用し、施行日以降に行う施設の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上で議案第52号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第52号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 しんとう南部公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第53号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第53号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第53号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は9ページからとなります。

それでは、議案参考資料9ページの新旧対照表をごらんください。

概要としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村社会体育施設の使用料の改定を行うものです。また、あわせて、使用時間を1時間単位に変更するものでございます。

議案書12ページの附則でございしますが、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置についてですが、この条例の施行日以後に行う施設の使用等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては従前どおりとします。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第53号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第53号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第54号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第54号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第54号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は14ページから16ページになります。

それでは、議案参考資料15ページの新旧対照表をごらんください。

概要としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村中央公民館の使用料の改定を行うものでございます。

議案書の16ページの附則でございしますが、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置については、この条例の施行日以後に行う施設の使用等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては従前どおりといたします。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第54号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第54号 榛東村中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第55号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第55号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第55号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は17ページから19ページでございます。

それでは、議案参考資料18ページの新旧対照表をごらんください。

概要としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村コミュニティセンターの使用料の改定を行うものでございます。

議案書の19ページの附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置については、この条例の施行日以後に行う施設の使用等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては従前どおりとします。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第55号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第55号 榛東村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第56号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第56号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第56号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は20ページから21ページになります。

それでは、議案参考資料21ページの新旧対照表をごらんください。

概要としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村耳飾り館の特別観覧料及び特別展示室使用料の改定を行うものでございます。

議案書21ページの附則でございしますが、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置については、この条例の施行日以後に行う施設の使用等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては従前どおりとするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第56号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第56号 榛東村耳飾り館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第57号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第57号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第57号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は22ページから23ページでございます。

それでは、議案参考資料23ページの新旧対照表をごらんください。

概要としましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する使用料の改定を行うものでございます。

議案書23ページの附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置については、この条例の施行日以後に行う施設の使用等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては従前どおりとするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第57号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第57号 榛東村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9人。賛成多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第58号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第58号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第58号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書のほうは24ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ757万7,000円を減額いたしまして、総額を56億5,132万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴います職員給与費や臨時職員賃金等の増減、当初予算編成後に生じた事由により、一部経費につきまして増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

別冊の議案参考資料27ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

2款3項1目森林環境譲与税、新たに創設されました譲与税でございます。

森林環境税につきましては、令和6年度から課税されます。これに先立ちまして、今年度から森林環境譲与税が創設、譲与されることになったものでございます。

続きまして、17款2項1目総務費県補助金、群馬県移住支援金事業費補助金、移住支援事業に係る県の補助金が創設されたものでございます。

その下ですが、2目民生費県補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、幼児教育の無償化にかかります事務費のための補助金でございます。

1段飛ばしていただきまして、20款2項1目特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金、一般会計から支出しております介護保険事業従事者の人件費の一部につきまして、介護保険特会から繰り入れるものでございます。

続いて、28ページからが歳出になります。

29ページお願いいたします。

中ほど、2款1項6目企画費、19節負担金補助金及び交付金、これにつきましては、移住定住促進事業で東京周辺から本県への移住促進を図るため、県が補助金を創設いたしまして、県と市町村が連携して移住者支援に取り組もうというものでございます。

続きまして、32ページ、お願いいたします。

下段になりますが、3款2項2目児童措置費、13節委託料318万2,000円につきましては、本年10月から始まります幼児教育の無償化に係ります電算システムの改修費及び例規整備に係る委託料でございます。制度の詳細が示されつつありまして、システム改修等が必要になったものでございます。

続きまして、35ページ、お願いいたします。

上段ですが、6款2項2目林業振興費、25節積立金126万5,000円につきましては、歳入で説明申し上げました森林環境譲与税、これを数年間積み立て、その後計画的に森林整備を行おうとするものでございます。

41ページからが給与費明細書となります。

42ページ、お願いいたします。42ページの上の段の表です。

2、一般職、(1)総括、職員数につきましては、2人減。給料と職員手当を合わせました給与費が1,325万6,000円の減。共済費が308万2,000円の減。合わせまして1,633万8,000円の減となっております。

一般会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第58号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第59号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第59号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第59号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書28ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万8,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,504万円とするものでございます。

今回の補正は、当初予算編成時は未確定であった榛東村地域包括支援センター職員に係る人件費を整理するものと、当初予算編成時、詳細が確定していなかった介護報酬改定等によるシステム改修費を計上するものでございます。

続きまして、議案参考資料の47ページをお願いいたします。

事項別明細書で主なものを説明いたします。

初めに歳入です。

2款2項5目介護保険事業費補助金、補正額30万円は、システム改修費に対する国庫補助金でございます。

7款1項2目事務費一般会計繰入金、補正額24万7,000円は、システム改修費のうち国庫補助金以外を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の3目地域支援事業繰入金、補正額152万3,000円の減は、包括支援センター臨時職員の賃金等に対する一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額54万7,000円は、介護報酬改定と介護保険証の標準レイアウトの改修のためのシステム改修費でございます。

次の、3款3項1目包括的支援事業費、補正額791万1,000円の減は、一般会計職員給与費等から支出をするため、臨時職員賃金等を減額をするものでございます。

一番下の5款2項1目他会計繰出金、補正額640万6,000円は、一般会計で支出する包括支援センターの職員給与費等に対する国・県、そして第1号被保険者の保険料の負担割合に応じた負担分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第59号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第60号 民事調停事件に係る調停案の受諾について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第60号 民事調停事件に係る調停案の受諾についてを議題といたします

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第60号 民事調停事件に係る調停案の受諾について説明申し上げます。

議案書につきましては31ページ、議案参考資料につきましては51ページ、お願いいたします。

本議案につきましては、昨年5月11日に株式会社霞山カントリー倶楽部が本村を相手方といたしまして前橋簡易裁判所に申し立てを行いました土地賃借料の減額についての民事調停に係るものでございます。

平成30年7月4日に行われました1回目の民事調停から数回にわたりまして調停が行われたのですが、合意には至りませんでした。

このため、5月30日、裁判所が調停案を提示したものでございます。

つきましては、この調停案を受諾いたしたく、本議案を提出するものでございます。

議案書32ページに調停案を記載してございます。

議案参考資料53ページに裁判所からの調停案を添付してございます。

説明につきましては、議案参考資料にて行わせていただきます。

54ページの調停条項案、こちらをごらんいただきたいと思います。

朗読させていただきます。

調停条項案。

1、申立人と相手方は、申立人と相手方との間において、平成26年7月1日に締結された別紙物件目録記載の土地についての土地賃貸借契約の第2条1項、同条2項及び同条4項が次のとおり変更されたことを確認する、ということで、2条がその下に書いてございますが、この2条につきましては、現契約と対比させるために、55ページに新旧対照表ということで載せさせていただいております。こちらのほうとあわせてごらんいただきたいと思います。

第2条におきましては、賃借料それから納期限、これを規定している条文でございます。

第2条の第1項で、貸付金の賃借料金は、1年間につき金1,800万円とする。現行2,500万円ですから、そこから1,800万円、700万円の減というような調停条項案です。

第2項といたしまして、こちらでは納期限をうたわれております。現契約では、記載のとおり3回に分けて納入されることになっておりますが、これを今後は一括納入という規定でございます。

それから、4項といたしまして、現契約の4項におきましてもこの貸し付け料金、3年後ごとに見直しの規定が載っておるんですが、その3年ごとの基準となる年を明記するために調停条項案に載っております。今年度、令和元年以降3年ごとというふうに基準を明記したものでございます。

54ページの調停条項の第2項で、申立人と相手方は前項に定めるほか、本件賃貸借契約の条項は申立人と相手方において全て有効に存続することを確認する。3項といたしまして、申立人は、その余の請求を放棄する。4項、申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には本件に関し、本調停事項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。5項、調停費用は各自の負担とする、という調停案でございます。

借地借家の場合におけます不動産賃貸料についての調停や裁判では、不動産鑑定によりまして調停等を進めていく例が多く、今回の霞山カントリーとの調停におきましても、貸し付け地の立地条件や使用形態、これらなどから不動産鑑定の手法を用いて協議が進められました。

今回出されました調停案におけます金額につきましても、不動産鑑定の手法を用いまして、現行賃借料を基準に不動産鑑定士であります裁判所、調停委員が算定したものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 幾つか質問なんですけれども、今回調停は、土地の賃借料のみで争点は進められたのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） そのとおり、賃借料のみです。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 昨年、執行部側の説明でいくと、村も来月7日ですか、榛東村のゴルフ区対抗、ゴルフ大会とかあって、いろいろ霞山カントリーには協力はしていると思うんですけれども、争点が賃借料、土地の評価だけになると、前も言ったように3年ごとの見直しというのは何となくことしから実行されるみたいですから、その都度値引きがあって、私見るには700万円というのは大きな数字で、霞山カントリーはたしか5,000円くらいでプレーができるじゃないですか。となると、5,000円だから1,400人分が何ら手をかけることなく利益が生まれると。20%ぐらいの利益ですから、5,000

円で1,000円としても、やっぱり1,400人ぐらいはお客さんが来てくれなくても金銭的には余裕ができるんですよ。1,400人ということは、多分あそこのうち70人ぐらいでしょうから、20日間ぐらい。1カ月間ぐらいはお客さんが来なくてもハウスキーパー、グラウンドキーパーの手を煩わさなくても利益がとれるんですけれども、村がほとんど村有地として貸しているカントリーに対して、ほかの、前、村長が言ったように四季報を見て、経営状況からも値引きの交渉の土台にのせるとかという意見がありましたけれども、そういった交渉はなかったんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 一応、経営状況と前回までの値引き交渉等では、そういったものを参考にしていたんですが、今回の調停につきましては、霞山の経営状況等はほとんど見ておらず、あくまであそこの当該土地の立地条件、先ほど言った使用形態等々を、あの土地を貸すとしたら幾らという、相手方の経営状況、それから村の財政状況その他は一切勘案しておりません。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） となると、3年後以降も土地の評価額だけに絞って、相手方はまた調停を申し込んで、そのときに評価額下がっているという情報を持てば、十分にまた調停で値引きができますので、村は3年ごとというか、通年の土地評価は十分に把握されて、予算を組むときに参考にしてみてください。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村としても、3年後、これ気がかりなところありますので、それまでに検討いろいろ、検討とかしていきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第60号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

県内におけるゴルフ場の経営というのは、大変なのは理解をしております。しかしながら、村の情勢もそこに余裕がある状態ではありません。

平成19年度から平成30年度にかけて減額した額のトータル、累計も1億円を超えております。さらに今回、不動産鑑定士が出した額だと言えども、過去にない700万円という多額な額を減額しようとしているわけです。

そういうことからして、この後3年ごとにとのお話もありますが、これが改善されるかどうかはわかりませんが、この700万円を承知すると、以後ずっとこれが継続して行われていくと。

そういうことからして、この調停に関しては反対します。反対討論とします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

賛成の立場で討論いたします。

このゴルフ場は、民有地も一部ございます。ゴルフ場側としても経営という大切な業務がございます。そんな中での減額、地価の算定ということの減額でやむを得ないと思われま

す。以上、賛成の討論といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 反対の討論をします。

先ほどの企画財政課長の説明でいきますと、土地の評価のみで今回調停に臨んだと。

私が一般的に考えるには、弁護士等々に相談をして、当然経営状況は、あと土地も帝国データを使うとか、商工リサーチを使うとか、大してお金かかりませんので、そういったことで真剣になってこの700万円の値引き阻止に私なら働きます。

それを、今のご説明でいきますと、ゴルフ場の経営には余り触れずに、土地の評価オンリーで世間相場はこういつて下がってきたからやむを得ずとなると、村のために意見を言っているんだか、ゴルフ場のために言っているんだか、ちょっと心もとない意見をいただきましたので、私はこういった1回で700万円でも大きいですがけれども、これ毎年ですから。これは村の財源にとって大きなダメージなので、これにはもっともっと慎重に私は取り組んでいただきたかったと思いますので、その姿勢に対しては残念なことが多いので反対とします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

8番清水健一議員。

[8番 清水健一君発言]

○8番(清水健一君) 私は賛成の立場で討論を行います。

簡易裁判所から調停案の提示ということで、評価額等しっかりとここに見積もって調停案が出されたわけですから、村は真摯に受けとめ、また今後3年後、こういったことが問題になるわけですが、しっかりとそこら辺も検討していただいて、今回はこの調停案で賛成といたします。

○議長(南 千晴君) ほかにございませんか。

よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 民事調停事件に係る調停案の受諾について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(南 千晴君) 賛成8人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(南 千晴君) ここで暫時休憩といたします。再開を10時15分といたします。

午前10時3分休憩

午前10時20分再開

○議長(南 千晴君) 会議を再開いたします。

◎日程第16 報告第1号 平成30年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長(南 千晴君) 日程第16、報告第1号 平成30年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長(早川弘行君) 報告第1号 平成30年度榛東村繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

議案書につきましては33ページ、議案参考資料につきましては57ページ、お願いいたします。

昨年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰

り越しを行いましたので、同法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

議案書の34ページ、お願いいたします。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。

2款1項一般管理総務費、これは会計年度任用職員制度の支援に係るものでございます。金額199万8,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

同じく2款1項文書管理費、電算システムに対します改元に伴いますシステム改修でございます。金額77万5,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

3款1項ふれあい館管理運営費、ふれあい館の屋根工事に係るものでございます。金額2,312万6,000円、翌年度繰越額1,389万4,000円。

8款2項村単独道路新設改良事業、樋呑沢水路の布設工事でございます。金額938万6,000円、翌年度繰越額938万5,000円。

同じく8款2項橋梁維持費、滝沢大橋の補修工事に係るものでございます。金額3,294万円、翌年度繰越額3,286万8,000円。

10款2項小学校整備事業、北小のブロック塀に係る工事でございます。金額1,242万円、翌年度繰越額1,242万円。

合計といたしまして、8,064万5,000円、翌年度繰越額7,134万円。

財源内訳といたしまして、既収入特定財源1,389万4,000円、これにつきましては、社会福祉施設整備基金からの繰入金でございます。

未収入特定財源、国庫支出金で1,514万2,000円、村債720万円、その他922万6,000円、これにつきましては、吉岡町からの事業負担金でございます。一般財源2,587万8,000円でございます。

以上、報告いたします。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

◇

◎日程第17 報告第2号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（南 千晴君） 日程第17、報告第2号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とし、報告を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、報告第2号 平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書は35ページとなります。

議案参考資料は58ページをお開きください。

平成31年3月議会において議決いただいた平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算について、本年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

議案書36ページをごらんください。

平成30年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名平成30年度榛東村上水道公用車更新事業としまして、予算計上額144万2,000円、支払い義務発生額はゼロ円でございます。

翌年度繰越額144万2,000円、左の財源としまして国庫補助金はございません。損益勘定留保資金より144万2,000円、不用額はございません。翌年度への繰越額に係る繰り越しを要する棚卸資産購入限度額についてはゼロ円でございます。

右側は説明欄でございます。平成31年1月25日に発生した自動車交通事故による公用車の廃車に伴い新車購入の手続を進めたが、当該事業の年度内の完成が見込めないため、予算額を繰り越すこととしたものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第18 報告第3号 法人の経営状況について

○議長（南 千晴君） 日程第18、報告第3号 法人の経営状況についてを議題とし、報告を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、報告第3号 法人の経営状況について御説明申し上げます。議案書37ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の平成30年度経営状況、平成31年度の事業計画、予算、資金計画について議会に報告をするもので

ございます。

平成30年度榛東村土地開発公社決算報告書により説明をさせていただきます。

議案書の39ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出でございます。決算額のみを読み上げさせていただきます。

初めに、収入でございます。

第1款事業収益はゼロ円、第2款事業外収益につきましては、2万2,850円でございます。内訳でございますが、第1項受取利息が1,450円、第2項の雑収益2万1,400円は県税の還付金でございます。

次に、下の表、支出でございます。

第1款の事業減価はございません。第2款第1項販売費及び一般管理費は2万3,900円で事務経費でございます。

40ページの(2) 資本的収入及び支出については該当がございません。

続きまして、41ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。ページ中ほどの3、販売費及び一般管理費は、(1) 報酬2,500円、(4) 雑費2万1,400円で、事業損失は2万3,900円でございます。

その下の、4、事業外収益は(1) 受取利息1,450円、(2) 雑収益2万1,400円で、合計は2万2,850円でございます。経常損失は1,050円、当期損失も同額でございます。

42ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、1の流動資産、資産合計は1,462万1,013円、負債の部、負債合計はゼロ円、一番下の行で負債・資本合計は1,462万1,013円でございます。

43ページをお願いいたします。

平成30年度財産目録でございます。上の表は資産になります。

1、流動資産、(1) 現金及び預金のうち、普通預金は12万1,013円、定期預金は1,450万円で、流動資産合計は1,462万1,013円でございます。

45ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。

本年4月22日に監査を実施し、報告をいただいております。

決算書の説明につきましては以上となります。

続きまして、47ページをお願いいたします。

平成31年度榛東村土地開発公社予算書でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第2款事業外収益に2万4,000円を計上いたしております。

次に、支出の第2款販売費及び一般管理費に2万5,000円を計上してございます。

48ページをお願いいたします。

平成31年度榛東村土地開発公社事業計画でございます。前年度と同様な事業計画となっております。

49ページの平成31年度資金計画の説明は、省略をさせていただきます。

50ページをお願いいたします。

平成31年度榛東村土地開発公社実施計画、収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1 款の事業収益については計上ございません。

2 款の事業外収益、1 項受取利息2,000円、2 項雑収益 2 万2,000円、合計 2 万4,000円でございます。

次に、支出でございます。

2 款 1 項販売費及び一般管理費には、人件費3,000円、経費 2 万2,000円で合計 2 万5,000円を計上させていただいております。

51ページの資本的収入及び支出は、用地取得等に係る経費でございますが、該当はございません。

52ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

ページ中ほどの、3、販売費及び一般管理費に 2 万5,000円を、4 の事業外収益に 2 万4,000円を計上させていただきました。

下から 2 行目、計上損失、その下の当期損失は1,000円でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。資産の部、資産合計は1,462万13円、負債の部、負債合計はゼロ円。資産の部、資本合計は1,462万13円、負債・資本合計も1,462万13円でございます。

以上、報告第 3 号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

◎日程第 19 発委第 1 号 早坂通議員に対する問責決議について

○議長（南 千晴君） 日程第19、発委第 1 号 早坂通議員に対する問責決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、早坂通議員の除斥を求めます。

〔13番 早坂 通君除斥〕

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 皆様、こんにちは。

議席番号11番の山口宗一です。

提案理由を申し上げます。

榛東村議会議員としての立場と責任の重さを十分に再認識するとともに、村民の信頼回復のため、猛省と社会福祉協議会に対する謝罪を求めるもの。

早坂通議員に対する問責決議。

平成31年3月29日、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会長善養寺徳男氏から、榛東村議会南千晴議長宛てに抗議文が提出された。

同抗議文は、「榛東村議会議員における本会への暴挙について（抗議）」と題するもので、その内容は、平成31年3月26日午前9時40分ごろ、早坂通議員が突然、榛東村社会福祉協議会事務室を訪れ、学童保育所の職員採用結果について抗議した行動に対し、議会議員としての行動規範を著しく逸脱するもので、極めて遺憾である旨の抗議である。

この抗議文を受けて、4月26日に議会運営委員会を開催し、事実関係を確認するため、榛東村社会福祉協議会（以下「同会」という）及び早坂通議員双方から聞き取りを行った。

同会は、学童保育所職員の採用は、同会就業規則の定めにとり行ったものであり、また職員の採用を含む人事については、同会定款施行細則において同会会長の専権事項として定められているものである。それにもかかわらず、早坂通議員から人事・採用に対する不当な発言がされたことは、地方自治法の定めに基づく議会議員の権限を越えたものであり、また、その立場を利用した高圧的かつ威圧的な発言であったと陳述した。

一方、早坂通議員は、みずからの行為に関し何ら問題はなかった旨の陳述を行った。

しかしながら、その場に居合わせた同会の職員数名は、早坂通議員の高圧的で威圧的な態度に驚いたと証言している。

今回の行動は、村民の選良として責任ある行動をとらなければならない榛東村議会議員としてあるまじき行為であり、ひいては、同会の職員の皆様はもとより、村民の信頼を裏切り、榛東村議会の信用をも著しく傷つける結果に至らしめたことは、榛東村議会としても断じて看過することはできないものと判断した。

よって、ここに早坂通議員に対して、榛東村議会議員としての立場と責任の重さをいま一度十分に認識した上で、同会に対し、真摯に謝罪することを求めるとともに、今回の行為について猛省を促すものである。

以上、決議する。

令和元年6月18日、榛東村議会。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4 番 村上慎一君発言〕

○4 番（村上慎一君） 前回7日でしたか、全員協議会でこの話を初めてお聞きしまして、たしか全協のところで両者の事実関係の説明がされていなくて、意味が皆さんわかっていない時点でこの問責決議というものが出されたと。

これも今現在、榛東村議会という名前で問責決議を記入されていますけれども、以前聞いたのでいくと、議会運営委員会で決まったことだから出したという説明がありましたけれども、これは16期、今期の同僚議員のもし不手際があったのだったら、それは十分にみんなで協議をして、議会の姿勢として出すのが本来で、議員の中にはまだ事実関係等々が把握されていないうちにこの問責決議ということに至っていますので、これはこのまま訳のわからないまま承するというのでいいのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 11番山口宗一議員。

〔11 番 山口宗一君発言〕

○11 番（山口宗一君） 村上議員の質問にお答えいたします。

去る5月7日でしたか、全員協議会を開かせていただきました。その場で、4月26日に両者の聞き取り調査を行いまして、議会運営委員会としては問責にかけるのが妥当ではないかという賛成多数で決まったわけで、全員協議会の中では、皆さんにお話しをこういうふうに十分にすることは必要なのかもしれませんが、採決とか何かをとる場ではないので、常任委員会で決まったことに対して、このようにさせていただきました。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

5 番川田敏彦議員。

〔5 番 川田敏彦君発言〕

○5 番（川田敏彦君） これが全協に出されたときに、私もちょっと驚いたんですけど、榛東村から議会、社会福祉協議会というのは、今は本当に連携をして村の福祉、いろんな介護だとか、今度は学童だとか、障害だとか、いろんなことをやってもらっていたり、指定管理もしたり、それから独自のいろんな活動をされていると。こういう団体で、私たちは友好関係にあるわけですね。

私も前、高齢者の足の確保ということで、事務局長の方に話しを聞いて、いろんな参考の意見を聞

かせてもらったことがあります。ですから、こういう公平に見て、問責決議とか、またこの前全協では抗議文というのを見たんですけれども、やっぱりこういうものは本当に慎重にやるべきだというふうに思います。全協を1回やっただけで、まだまだ十分に納得しない間にきょうになってしまったような感じなんですよ。

私も質問をしたんですけれども、その回答がまだ得られていないので、ちょっと一つ質問なんですけれども、こういう抗議文というのを出すわけですから、これは社協のほうはしっかり話し合って、それで聞き取りもしたり、それから早坂議員からも聞き取りしたり、理事会で論議をしたり、いろんなことをやって、そしてやむを得ないと。これはどうしてもこれはもう出さざるを得ないと、そういう状況になって出したんだというふうには思うんですけれども、ただ、日にちが3月26日の早坂議員が行って、それで29日で抗議文が来るということなので、これは受け取ったのは、これ議長宛てに来たわけですよ。その間の経過は、どういうふうに議長は確認をしたり、いろいろその中身を検討したりされたのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 川田議員の御質問にお答えいたします。

この事の起こりは、3月26日9時40分ごろに、早坂議員が社会福祉協議会をお訪ねして、学童保育の職員の採用について質問をしたと。それに関する抗議文が29日に南議長に来たと。その間、約1カ月近くあったんですが、いろいろなこういう県議選とか、村長選とかありまして、4月26日に議会運営委員会を開いて、やはり社会福祉協議会から来た文書ですから、それに対してやはり何らかのこういうお答えをしなくてはならないと、そういうことから両者に聞き取りをしながら、最終的にこういうふうな結果になったと。そういうことでございます。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 議会運営委員会のこの議事録が残ってまして、その中で、議長の発言というのがございますので、ちょっとそれを朗読させてもらいます。

両方同じ条件で両者から聞き取ることが公正・公平な判断につながると思いますし、1人だけが聞いていてというよりは、もうこれは議会の問題だと思いますので、多くの方に聞いていただいて判断を対応について協議をしていただきたいと思いますと思いましたと、そういうご発言がありましたので、ここでご紹介いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 続けて、議長の発言について紹介させていただきます。

また、すぐ議会運営委員会が予定がなかったので、直近の議会運営委員会で対応したいということとその旨は委員長のほうにもお話しをして、きょうの経緯に至ったまでであります。また、今、委員長が聞き取らないかというのを先ほど言っていたので、それはまず決めていただくのが委員長の今進行の途中だと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） そのままで大丈夫です。

ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） はっきりとちょっとまだわからないんですけども、ちょっと次の質問なんですけど、ここに4月26日に議会運営委員会を開催しとあります。この前、全協のときに早坂議員がその前日に知らされたというんですよね。4月25日ですかね。早坂議員がその間に社協の会長さんと何回か顔を合わせているというんですよね。早坂氏は自分が抗議されているというのを知らないもんですから、何か普通に話していたというんですよね。ですから、こういうのは早く本人に知らせるべきだったというふうには思うんですけども、こんなにおくれた、3月29日に来て、本人に4月25日に話しがいったと。こんなにおくれた理由というのはどういうふうなんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 川田議員。誰に対する質疑ですか。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） そうすると委員長ですね。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） お答えします。

早坂議員にこの件が前日に伝わったと、そういう御質問なのですが、その件に関しては私も情報を得ていなくて、何ともお答えできません。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 決議案の中で、真ん中からあるんですけども、一方というところがあって、早坂通議員は陳述を行ったと。その場に居合わせた同会の職員数名は、早坂通議員の高圧的で威圧的な態度に驚いたと証言していると、これが議運が出した問責決議案ではあるんですけども、議員はその場に居合わせた同会職員数名に、いつ、どういう内容を聞いたのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 川田議員の御質問にお答えします。

全協でもお話ししたように、この問責決議文書は、私が作成したものではございません。それは、皆様御承知の上だと思うんです。

ですから、これに関しての質問に関しては、控えさせていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 4月26日のその聞き取り調査のときの一部です。それをちょっと朗読させていただきます。

私と同じように事務所にいた3名の職員がいます。3名の職員とも話ししましたが、非常に高圧的でしたねということでみんな3人で共通理解をしております、そういう議事録が残っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 内容を聞いていたり、見ていくと、余計わからなくなるんですけども、まず、心情的に考えると、社会福祉協議会と執行側、議会というのは、いろんなことで協力し合っこの榛東村が回っていると私は強く感じています。

特に今回の学童保育の問題に関しては、短期間の間に社会福祉協議会が受けていただいて、2度ほど施設の見学等々させてもらいましたけれども、その前の指定管理者とは180度ぐらい違う立派な考え、行動を持って、動いてくれていることも重々理解しているところです。

この内容を見ると、私だったら、社会福祉協議会からこのような苦情があったら、まずは両者の意見を聞きます。そうでないと、こんな1カ月もたってから、先ほど言うように、両者はすごい良好な状況で、状態で村を進めなければいけない議会が文書を出すということはかなり大変なことだと思います。早坂議員、社会福祉協議会両者が、このような問題、どちらかが謝罪なりする行動に達するんでしたら、これは村議会一任で判断をして、これはもう猛省するなり、行動に移すのは当たり前だと思いますよ、私は。

ただ、明らかに前回の全協を聞いていても、議会運営委員会で決まったことだからと、ただ委員長が言われたように、そのとき何人の議員がいて議決をされたんだか、私が思うには、あくまでこれ議会の問題ですから、まず最初に運営委員会ではなくて全協を開いて、そこで一人一人の意見を十分に聞いて、なおかつ早坂議員個人、あとは社会福祉協議会両者の意見を十二分に聞くことによっておのおの判断ができるので、前回の7日の全協でも、いきなりこれは会議だから早坂議員は除斥ですということが始まりましたけれども、この一件を見て、全員協議会は会議ではありませんという一言で、事務局長が県のほうへ確認したら、これは会議じゃないから除斥はいらないと。もう何だかわからなけれども、言っていることが早坂議員の問責決議ありきで進んでいると思いますよ。

これは委員長は、私の意思でなくてということは、自分がいろいろほかの他町村の議員等に聞いても、議会運営委員会ではそんな権限はないでしょうという意見があるんですけども、この何人の議員が賛成で、この委員長が書いていない提出者、榛東村議会運営委員会委員長山口宗一という名前を出た問責決議を実行するように可決したんでしょうか。2問目、質問します。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 村上議員の御質問にお答えします。

4月26日の議会運営委員会は、1名が欠員になっておったことは御承知の上だと思います。よって、当事者を含めて5人と。委員長は、中立的な立場でのやりとりをさせていただきました。残りの3人が賛成と、そういう中で決まったことでございます。

もちろん、村上議員のおっしゃるとおりいろいろなやり方は理解できます。前後したり云々ということで、先ほども申し上げましたように、すぐ対応することがよかったのかなとは思いますが、約1カ月後にそういう議会運営委員会で取り上げて、その場で問責決議としたことに関しては、やはりそれなりに叱責されるところがあるのかなと思っておりますけれども、最終的にそういう委員会で決まったことをやると、そういうふうに決まったということなので、ご理解をいただければとそうように思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

4番。3問目です。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） なかなか真相が見えないところなんです、よく出てくる議会運営委員会なんですけれども、前回一般質問でもさせていただいたように、議会を村外へ発信するホームページ内でいまだかつて成仏できないのか、松井保夫議員の、これは外れていませんね、きょう現在。

それと、3月に議会事務局長に注意をして直してもらうように言った議会の仕組みに対しても、特別委員会、常任委員会がないもの、間違っただままで直す気がありません。果たして、榛東村の議会運営委員会というのは、どんな心を持って進んでいるのかがよくわからないところで、先ほど言われたように、委員長が言った3名の方が賛成をされて、5分の3ですよ。1人は当事者、1人は中立、ということは3名の方が問責決議を決められて、委員長が山口議員ですから、山口議員の名前のもとに提出されたと。

ただ、先ほども言ったように、ほかの市議会等に確認して、議会運営委員会がそういう権限を持っているんですかと私が逆に質問をされて、私もきょうこれからまた午後、伊勢崎市議会へ行って、その方とお会いして確認はしますけれども、何でこのきょうの問責決議の榛東村議会という名前で出ていますので、これは先ほども何度か言うように、全協等々で議員一人一人の意見を確認をして決めるのが筋だと私は思います。

それで、何度も言うように、社会福祉協議会は村とは切っても切れないいろんな事業をやってくれています。先ほども言ったように、この短時間のうちに、ある局長の意見を言うと、群馬県一の学童保育をつくる意思を持っていると聞きまして、私も父兄の方にはそれを言っています。そんな良好な状態の村と社会福祉協議会が、この議会の問責決議なんて言ったらどうか、おかしいですけども、こんなことになるようでは、もうちょっと先に何か手だてがなかったのかなと。

あと、最後に申しますが、やはり議員一人一人の意見が統一されていない状態で、きょう問

責決議を諮る自体が私はまだ時期ではないと思いますけれども、委員長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 村上議員の言われることはよく理解できます。言われるようなことで、今後参考にしていきたいと、そのように思っています。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま除斥されております早坂通議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって会議に出席して発言したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この申し出に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、早坂通議員の申し出に同意することに決定いたしました。

早坂通議員の入場を許可いたします。

〔13番 早坂 通君入場〕

○議長（南 千晴君） 早坂通議員の発言を許可いたします。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 皆さん、こんにちは。

それでは、私の意見を言わせていただきます。

まず、抗議文について、もう何度も聞いているでしょうけれども、抗議文についてちょっと読み上げさせてもらいますね。

榛東村議会議員における今回の暴挙について。

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊所、社会福祉事業推進に対し、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3月26日午前9時40分ごろ、榛東村議会早坂通議員が突然本会事務室を訪れ、学童保育所職員採用について強く抗議した行動は、議会議員としての行動規範を著しく逸脱するもので、極めて遺憾であり、厳重に抗議いたします。

つきましては、今後、このようなことが決して起こらぬようお取り計らいくださいますようお願い申し上げますという抗議文の内容なんですけれども、私は、社会福祉協議会に訪れたときの私の行動について簡単にまとめてありますので、それも読むのでぜひお聞きください。

3月26日、社会福祉協議会を訪れた理由とてんまつ。

住民から、学童保育所の職員に湯浅花火の〇〇〇を採用したのはどうしてでしょうかという電話が

あったので、会長に話しを聞くために社協の事務所を訪れる。

ドアをノックして「こんにちは」と言って入り、会長の席へ歩いていくと、小野関事務局長が対応したので、「会長はいないの」と聞く。座るように促されたのでソファに座る。そして、不明金の問題とか、保育内容についても問題になった会社の関係者を採用した理由を教えてほしいと言うと、就業規則の65歳にのっとり決めましたとの回答。

次に、その会社はいろいろな問題を起こしたので、その会社への管理委託契約の議案を議会は否決した、その議会の意思決定はどのように考慮されたのかと聞くと、局長は考え込み、しばらく無言だったので、じゃ、と言って席を立ち、事務所を後にした。

大筋は以上で、滞在した時間は10分足らずと記憶をしております。

それで、今回のこの件については、いろいろ問題があると思うんですね。

まず、ここに暴挙と書いてありますけれども、じゃ、私がどういう暴挙をしたかということは、いまだに具体的な内容ははっきりしていないんですね。

さらに議員としての行動規範を著しく逸脱したと書いてありますけれども、この件についても、具体的に、じゃ、どのような行為をしたのが行動規範に逸脱しているのかということも何ら明白になっておりません。

そして、私はこのことを議長に、社協に確認してくれるように申し入れました。ところが全然話しは見えません。そういう中で、どんどんこの件が進められてきたわけですね。

果たして、これらのこのようなやり方が、民主主義国家の議会において行われているということは私はびっくりなんです。

さらに、今言いましたように暴挙について行動規範に逸脱したということは私も何ら心当たりありません。さらに、人事について不当発言があったと言いますけれども、私が聞いたのはあくまでもその湯浅花火の関係者を採用した理由は何ですかと。理由は何ですかと聞いた。誰誰を雇えとか、雇うなどか、そういうことは一切聞いていません。果たして、住民からそういう要望があって、議員が理由を聞きに行くことが議員の行動規範に逸脱するのかと、私は全く理解できません。

さらに、この抗議文、3月29日ですね。私手元にいただいたのが4月25日です。この空白の期間は何だったのか。

議長、事務局に聞いたところ、いろいろこの審議の進め方を調べていたんだというお話しなんですけれども、それにしても余りにも内容がずさんですね。何もその暴挙の具体的な内容とか、行動規範に逸脱する内容とか何も把握していないわけです。不思議なことばかりなんです、今回の件については。

ほかにも言いたいことはたくさんあるんですけども、以上です。

○議長（南 千晴君） 早坂議員の除斥を求めます。

〔13番 早坂 通君除斥〕

○議長（南 千晴君） 討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 私は、これきょう決めるというのには反対です。

その反対の理由というのは、まだまだ状況が十分私たち自身に伝わっていないんですよ。全協で1日やっただけで、早坂さんの今のやつもちゃんと聞くという機会もなかったし、それがみんなのじゃ、同意かどうかと、こういうふうになっていないかと思うんです。

それから、この内容も、先ほど質問した内容に答えていない内容が幾つかあるわけですよ、この議運の出した文章が。今聞くと、議運が5人いて、途中から栢井さんが亡くなってしまったもので、4人になってしまったわけですよ。そして、早坂氏は除斥しているわけですよ。それで、委員長が今の話だと意見を言えないというんですかね。そうすると、本当に2人ぐらいでこんな大事な話しを決めてしまっていていいものかと、ちょっと私は理解に苦しむんですよ。一議員のこの名誉にかかわることだとか、それからこれからの社協との関係だとか、そういうのがあると、この問責決議案だってまだまだ正確ではないと思います。

それから、パッと見て不公平なんですよ。これは社協さんのほうの言い分は10行ぐらいあるんですけども、早坂議員の1行もないんですよ。こういうふうになっているというふうに言っているだけで、一言もないんですよ。だから、これ自身が不公平な文章になってしまっていると。だから、もっともっとよく話し合いをする必要があると。

それから、今後とも社協との関係もいい関係でいかなければなりませんから、そういう点ではもっと話し合いをしてからでも遅くないというふうに思います。

以上から、慎重にもっとやるべきだというふうに思いまして、反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 私は、今この場で賛成だとか反対だとかいうことの言う前に、私はちょっと考えて、強く……

○議長（南 千晴君） 波多野議員。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それはだめですか。

○議長（南 千晴君） 討論なので、賛成か反対かで。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） わかりました。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

討論。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 私は、この問責決議に賛成の立場で討論を行います。

我々村議会は、平成24年9月10日、榛東村議会議員の政治倫理の確立を誓う決議を全員賛成で決議しています。

決議には、議会議員がその地位による影響力を行使して、自己の利益を図り、あるいは虚偽により、村議会、議会議員及び村民の名誉を著しく傷つけ、議会や議員に対する村民の信用を大きく失墜する不名誉な行為を行うことがあれば、議会としてみずからこれを厳しく戒めなければならないとあります。

また、地方議会事務提要には、委員会での指定管理者に対する質問の可否について書いてあり、地方公共団体が委託した公の施設の管理についての業務及び経理の状況に限られるとあります。委員会でも、経理と業務の状況に限られるということでもあります。

早坂議員がとった行動、または言動は、高圧的で学童保育所職員の人事に関して不当な発言がされており、議会議員の権限を越えたものであり、社会福祉協議会に対して議会の信用を失墜させた行動であると考え、問責決議に賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 私は文章を書いていないので、読むことができませんけれども、今、清水議員が言ったように、そういった何でも法律、規則、条例に伴って動いているのがこの執行議会の定めですけれども、先ほど、波多野議員が言うのをやめてしまいましたけれども、賛成も反対もできる立場にないということを聞きましたけれども、私も何度も言いますけれども、多分そうだと思うんですよ。内容がよく把握されていない状態で、前回もちょっと別件で社協のほうに議長、委員長、山口議員が謝罪というか、お邪魔した経緯がありましたけれども、そのときにも委員会では、委員長の注意にしようとか、社会福祉協議会に対してその当事者の議員が謝罪するとか、幾つかの選択肢を持って、それは議員皆さんの意見を吸い上げて、榛東村議会としての行動を移そうとしたからそういうことになるので、今回は何度も言いますようにいきなり問責決議と。それも皆さん感じているように、正しくなかったのなら謝罪するのは当たり前。こんなことはもう子どもではないのだから、誰もわかることなので、その説明が良好にされていない状態で賛成反対というのはおかしいので、何度も言うように先ほどの委員長の説明を聞いても、全員協議会の前にやった議会運営委員会ですか、4人のうち1人は当事者、1人は中立ということは、小山議員と清水議員が賛成したことで、この問責決議は

決まったということなんでしょうけれども、明らかにその人数では、この問責決議を出すには、私は皆さんの相談、考慮をするのには時間が足らず、資料も足らなすぎると。

よって、きょうこの問責決議に対して、賛成、反対とかというので言えばこれを出すこと自体を強く反対します。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩とします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 3月、その時点では松井議員もいらっしゃったので、3名の方が賛成したということで訂正をお願いします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

よろしいですか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 発意第1号に対する賛成討論を行います。

私たち議員は、住民から選ばれ、その代表として議会の構成員となり、選良という言葉で呼ばれるように、人格、見識ともすぐれた代表者でなければなりません。

したがって、議員の一語一句はどれも直さず住民の意見でもあり、住民からの声でなければなりません。

社会福祉協議会の人事は、同会会長の権限事項でもあり、これに対して高圧的に発言したことは地方自治法の定めに基づく議会議員の権限を超えたものであると思います。

以上のことから、本案に対し賛成討論を行います。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

よろしいですか。討論ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発意第1号 早坂通議員に対する問責決議について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

○議長（南 千晴君） 賛成7人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

早坂議員の除斥を解き、早坂通議員の入場を認めます。

〔13番 早坂 通君入場〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時24分休憩

午前11時26分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 先ほどの発言の冒頭、住民から学童保育所の職員に湯浅花火の〇〇〇を採用したのは云々と言いましたが、この湯浅花火の〇〇〇というところを身内に変更してください。それで、いいですか。

◇

◎日程第20 総務産業建設常任委員会に付託の請願第1号について

○議長（南 千晴君） 日程第20、総務産業建設常任委員会に付託の請願第1号についてを議題といたします。

本定例会において付託を行いました請願の審査経過及び結果について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 請願の審査報告書。

本委員会の付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、令和元年請願第1号、付託年月日、令和元年6月11日、件名、米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しを求める請願書。

委員会の意見。

6月13日、本委員会で審査した結果、外交問題は地方団体の責務外であり、国の外交施策に関連し交渉に影響を及ぼしかねないことから、本請願は賛成少数で不採択とする。

審査結果、不採択。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 委員長報告は不採択です。

委員長報告に対し質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、不採択に反対の討論を許可いたします。

5 番川田敏彦議員。

〔5 番 川田敏彦君発言〕

○5 番（川田敏彦君） 今の請願なんですけれども、不採択に反対です。

それで、1つは、これ今、国の問題と出たんですけれども、これは国の主権の問題、日米地位協定は主権、これは全国民一人一人、自治体でもそうです、都道府県もそうだし、私たち一人一人の問題です。これは、日米地位協定が不平等条約なんです。私たちは対等な条約というのを結ぶべきだというふうに思います。

これは、要旨にも書いてあるんですけれども、例えばその不平等というのが、NATOの加盟国と比べても異常なんです。これは、例えば米軍基地へ立ち入るとか、管理権なんですけれども、ドイツなんかに行くとか立ち入り権というのは明記してあると。緊急時はもう事前通告なしで入れると。イタリアは、今度は米軍基地には必ずイタリア軍の司令部がいて、そのもとでの管理で行われているということなんです。

それから、訓練や演習への関与についても、これはドイツの場合でもドイツの許可がなければだめだと。イタリアもそうです。イタリア軍の許可がなければ米軍は演習も訓練もできないですね。

それから事故があった場合。これもドイツもイタリアも中に入って捜査ができるわけですよ。

それから、警察権があると。これ日本は全部ないんです。こんなのは、欧州の中で、それからNATOの中でも日本だけなんです。本当に不平等な条約、協定ということになります。

もう全国では、全国の知事会も昨年、この米軍基地の負担に関する提言ということで地位協定をこれは見直そうというのが出ています。見ましたら、自民党の国会議員もこれつくっているんですね。日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップ、これは私たち共産党と同じなんです。パートナーシップを確立する会。これが改定案を作成して見直しを求めた、求めているんですね。それから、公明党も日米地位協定の検討のワーキングチームというのを党内に設置しています。今これは、全国でも、沖縄をはじめ北海道、長野、市町村でも採択が進んでいます。

それから、隣の吉岡町も趣旨採択というふうになりました。これも聞きましたら、やっぱり意見としてはこれは国のことだというのが出たんだそうですけれども、だけれども住民の安全ということもあると。趣旨は理解できるということで趣旨採択というふうにしてあります。だから、不採択、同じ近隣の町村もそういうふうになっています。

それから、榛東村は、やっぱり日米地位協定というのは特別な意味と、これあるとあります。これは、1957年にジラード事件というのが起きました。このときはまだ日米地位協定ができる前なんです

よね。60年から日米地位協定できますから。当時、アメリカ陸軍の騎兵師団があそこで駐屯していて、そして演習もしたんですね。その中で演習場に入った女性が射殺されたんですね、演習場内ですよ。この方は、共産党の元議員の柳田元議員の同級生のお母さんなんですけれども、その人が射殺されて、そのときに日本に裁判権があるかないかで争った、それでも争ったんですね。この60年で、日米地位協定ができて警察権はもう使えないということになりますから、演習場内でもし何かあったとしても日本には権限がないんですね。警察権もない。消防署も入れないんですね。これも、この日米地位協定、このようなことが二度とないようにというのがあります。

この不平等な協定、これはこれを不採択するということに対して反対です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

3番蜂巣實議員。

〔3番 蜂巣 實君発言〕

○3番（蜂巣 實君） 不採択に賛成する立場から。

今、川田議員からきめ細かくその内容も説明してもらいましたが、やはりこの件につきましては国の問題であり、地方自治体が関与をするところではないと思います。

そして、国の国策でもあり、国防でもあり、防衛や安全保障については大きな国の課題でありまして、地方が関与するところではないと思い、そして、これは国に委ねる事業だと思ひまして、不採択に対して賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成8人。賛成多数です。

よって、本請願は不採択と決定いたしました。

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第24、議会広報常任委員会の閉

会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第21から日程第24までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 2 5 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第25、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員から報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 山口です。

渋川地区広域の臨時会の報告をいたします。

平成31年3月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告。

平成31年3月28日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成31年3月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、議案4件が上程されました。

議案につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任同意及び同組合の行政不服審査法関係手数料条例等の条例3件の一部を改正する条例の制定について上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

当日、以前にも皆様にはお話ししましたが、南分署の件がお話しされました。その件に関して、少々お話しさせていただきます。

施設の概要ですが、施設の名称は、渋川広域消防署南分署、それから敷地の場所、北群馬郡榛東村山子田47の2ほか5筆。敷地面積1,571.11平方メートル。予定配車配置車両3台、消防車1台、救急車1台、広報車1台。

施設の規模、主要構造等でございますが、庁舎延べ面積が約710平方メートル。主要構造及び階数は、鉄骨づくりの2階建て。

それから、訓練施設、ホース乾燥塔、延べ面積が約70平米。主要構造及び階数は鉄骨づくりの3階建てでございます。

当事業のスケジュールに関しては、平成30年度用地取得にかかわる交渉契約、土地登記、そういうものは全て済んでおります。平成31年度設計業務委託、それから平成32年度外構工事の予定。それから33年度に建設工事の予定、それから34年度が現庁舎の解体工事予定と、そういう報告を受けましたので皆様にご報告いたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 山口議員からの報告が終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

◇

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

6月11日の開会以来、本日までの8日間、4名の議員による一般質問、人事案件、条例改正、一般会計並びに特別会計補正予算などについて熱心な審議、活発な質疑、討論がなされました。

梅雨が明ければ、ことしも猛暑の夏が予想されております。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、榛東村のさらなる発展のため、なお一層ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和元年第2回定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会副議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 岸 昭 勝

榛東村議会議員 波 多 野 宏 美